第二章 道府県の普通税	改正案
第二章 道府県の普通税 第一節 道府県民税 第十条の三の五 法第二十四条第三項に規定する外国法人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、同項の外国法人が法の施行地内に有する。 次の各号のいずれかに該当する場所とする。 一 支店、出張所、営業所、事務所、事業所、工場又は倉庫(倉庫業者が自己の事業の用に供するものに限る。) 二 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所 三 前二号に掲げる場所に準ずる場所 の又はその作業の指揮監督の役務の提供でその期間が一年を超えるものの場所 に係る業務を、当該外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。)の事務所又は事業所により行う場合における当該者を除く。)の事務所又は事業所により行う場合における当該者を除く。)の事務所又は事業所により行う場合における当該者を除く。)の事務所又は事業所により行う場合における当該者を除く。)の事務所又は事業所により行う場合における当該者を除く。)の事務所又は事業所により行う場合における当該者を除く。)の事務所と対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。)の事務所と対し、当該外国法人のために、その事業に関し契約(当該外国法人のためために、その事業に関し契約(当該外国法人のためために、	現

を行う者を除く。)

を行う者を除く。)

を行う者を除く。)

を行う者を除く。)

を行う者を除く。)

を行う者を除く。)

を行う者を除く。)

とができる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要口当該外国法人のために、常習的に、顧客の通常の要求に応ずるこ

るための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分を行うる者を含む。)のために、常習的に、その事業に関し契約を締結すり、事ら又は主として一の外国法人(当該外国法人と特殊の関係があ

求に応じて引き渡す者

次の各号に掲げる場所は、ことを事業とする者

2 次の各号に掲げる場所は、前項第一号から第三号までの規定にかかわ

の場所 当該外国法人がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定

うためにのみ使用する一定の場所 の他当該事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行 当該外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究そ 当該外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所

ときは、当該条約の適用を受ける外国法人に係る法第二十四条第三項に人的施設とされた場所の範囲が前二項の規定による場所の範囲と異なる日本国が締結した租税に関する二重課税防止のための条約における恒

### (法第五十二条第四項の政令で定める日)

第八条の五 項第一号に掲げる法人で法第五十三条第一項の法人税法第七十一条第一 第五十三条第二項の申告書を提出する義務があるものにあつては、 項第二号に掲げる法人にあつては同号の期間の直前の同号の期間の末日 係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては、 の末日 当該申告書に係る法第五十二条第二項第一号の期間の直前の同号の期間 場合を除く。 四十四条の三第 項 (合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る法 (同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。) 又は第百 (合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に 法第五十二条第四項に規定する政令で定める日は、 )に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては 項 (同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される 同日) とし、 同条第二 同日 同

# 

とする。

六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政

の規定にかかわらず、当該条約において恒久的施設とされた場所とする

0

(法第五十二条第四項の政令で定める日)

# (法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の

六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第一令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項 に規定する政

第一項の規定により加算された金額とする。 六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条

- 2 で定める額は、 個別帰属法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政令 個別帰属特別控除取戻税額等とする。
- 3 六十三条第 措置法第六十二条第一 法第五十三条第十二項第二号に規定する政令で定める額は、 項の規定により加算された金額とする。 項、 第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第 租税特別
- 4 六十三条第一項の規定により加算された金額とする。 措置法第六十二条第 法第五十三条第十二項第三号に規定する政令で定める額は、 項 第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第 税特 別

## (適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件)

第八条の二十一 法第五十三条第十三項に規定する政令で定める要件は、 控除対象還付法人税額 定により当該被合併法人等の同条第十二 恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額 所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外国法人の 除対象還付法人税額、 内事業年度のうち法第五十三条第十二項第一号に規定する内国法人の控 及び次条において「被合併法人等」という。)が同項に規定する前九年 格合併等」という。)に係る同項に規定する被合併法人等(以下この条 同項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条及び次条において「適 同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属 同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰 一項第 一号に規定する内国法人の (同条第十三項 の規

属所得に

、係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外国法人

六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条 第一項の規定により加算された金額とする。

個別帰属法人税額に係る法第五十三条第十一 二項 に規定する政令

2 で定める額は、 個別帰属特別控除取戻税額等とする。

## (適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件)

第八条の二十一 法第五十三条第十三項に規定する政令で定める要件は 法人税額 内事業年度のうち同条第十二項 及び次条において「被合併法人等」という。)が同項に規定する前九年 格合併等」という。)に係る同項に規定する被合併法人等(以下この条 同項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条及び次条において「適 に規定する控除対象還付

ılal	*/	//JL	<b>V</b>	
付法人税額	定により当該被合併法人等の同条第十二項			
	に規定する控除対象還	(同条第十三項の規		

で含む。)の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度(当該内国法人の控除対象還付法人税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる 一間項各号の一法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「同項各号の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定控除対象還付法人税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる一つででは、という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となる一つででは、という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となるでは、という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となるでは、という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となるでは、という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となるでは、という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となるでは、という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となるでは、という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となるでは、という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となるでは、という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となるでは、という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となるでは、という。)が行われたこと又は当該を対象のでは、当該内国法という。

)以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。に係る控除対象還付法人税額とみなされるものである場合には、当該直に係る控除対象還付法人税額とみなされるものである場合には、当該直同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還

等の同条第十二項第一

号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、

## (道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

こととする。

は、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち還付れた法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときを還付する場合において、当該道府県民税の中間納付額について納付さ第九条の三 道府県知事は、前条の規定によつて道府県民税の中間納付額

を含む。)の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度(当該控除対

とみなされたもの

象還付法人税額

等の同条第十二項 に規定する控除対象還付法人税額 同条第十二項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「同項の法人 との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定 直前適格合併」という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となる が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる

とみなされるものである場合には、当該直

こととする。)以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している

財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。前適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余

## (道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

は、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち還付れた法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときを還付する場合において、当該道府県民税の中間納付額について納付さ第九条の三 道府県知事は、前条の規定によつて道府県民税の中間納付額

項第 号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。 控除した金額) 額のうち前条第一 0 すべき道府県民税の中間納付額に対応するものとして、 -間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中 道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には 一号又は第一 の占める割合を乗じて得た金額を併せて還付する。 一項又は第三項の規定により還付すべき金額(次条第一 一号の規定により充当される金額があるときは、これを 当該道府県民税 -間納付 第一 ただ

#### II/

中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額きは、これを加算した金額)に達するまで順次求めた各道府県民税の府県民税額(次条第一項第一号の規定により充当される金額があると道府県民税額又は当該還付の基因となつた更正若しくは決定に係る道の場に、の規定により提出すべき法人税の申告書に係の規定により提出すべき法人税の申告書に係

### (外国の法人税等の額の控除)

人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同施行令第百四十一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法の条において「外国の法人税等」という。)の範囲については法人税法第九条の七 法第五十三条第二十四項に規定する外国の法人税等(以下こ

項第 号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。 Ļ 控除した金額) 額のうち前条第一  $\mathcal{O}$ すべき道府県民税の中間納付額に対応するものとして、 中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の 道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には 一号又は第一 の占める割合を乗じて得た金額を併せて還付する。 一号の規定により充当される金額があるときは、 一項又は第三項の規定により還付すべき金額 当該道府 (次条第一 これを 県民税 間 ただ 第 納 付

#### 略

きは、 中間納付額につき、 府県民税額 準用する場合を含む。)の規定により提出すべき法人税の申告書に係 項の申告書 税の中間納付額に係る事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第 道府県民税額又は当該還付の基因となつた更正若しくは決定に係る道 るものに限る。)若しくは法第五十三条第四項の申告書に記載され 当該道府県民税の中間納付額のうち納付の順序に従い当該道 これを加算した金額) (次条第一 (法人税法第七十四条第一項 法の規定により計算される延滞金額の合計 項第一号の規定により充当される金額があると に達するまで順次求めた各道府県民税 同 法第百四十五条に 足府県民 お

### (外国の法人税等の額の控除

人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額 施行令第百四十一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法の条において「外国の法人税等」という。)の範囲については法人税法第九条の七 法第五十三条第二十四項に規定する外国の法人税等(以下こ

第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算法第百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法

の例による。

年度 法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。 の課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得 二号の七の四に規定する連結法人をいう。第八項において同じ。)がそ 該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人 業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該法人又は当 があるときは、 結事業年度の開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業 額」という。 額」という。 規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額 第八十一条の十五第一 額若しくは同法第百四十四条の二第一項に規定する控除限度額又は同 が 十八条の十三及び第五十七条の二の二において「道府県民税の控除限度 る控除限度額に第四項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金 の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度 第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において 当該事業年度又は連結事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定す 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額 0 (これらの事業年度のうちに当該法人がその課された外国の法人税 計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、 )及び第六項の規定により計算した額 の合計額に満たない場合において、 当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事 項に規定する連結控除限度個別帰属額に第五項に 第八項において同じ 当該事業年度又は連 (以下この条、 「国税の控除限度 (同法第二条第十 当該損金に算 (以下この 第四 (同 条 法

第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算

又は

同法

る控除限度額に第四項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金が当該事業年度又は連結事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定す各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額例による。

年度 法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。 の課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得 二号の七の四に規定する連結法人をいう。第八項において同じ。 該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人 業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該法人又は当 があるときは、 等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事 結事業年度の開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事 額」という。)の合計額に満たない場合において、 十八条の十三及び第五十七条の二の二において「道府県民税の控除限 額」という。)及び第六項の規定により計算した額 規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額 第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額 額 第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、 (これらの事業年度のうちに当該法人がその課された外国の 当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連 当該事業年度又は 第八項において同じ (以下この 「国税の控除限度 (同法第二条第十 当該損金に算 (以下この に第五項に 又は同る )がそ 業年度 法人税 結 第四

れ の規定の適用については、 充てられることとなる当該控除限度超過額は、 れ の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課さ 当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額及び道府県民税 限度超過額を、 この条において「控除限度超過額」という。)があるときは、 二十四項の規定により控除することができた額を超える部分の額 第二項の規定並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の八第 並びに地方法人税法 おいて同法第六十九条、 のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度に 又は各連結事業年度」という。)において課された外国の法人税等の額 入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする た外国の法人税等の額とみなす た外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該 以下この条及び第四十八条の十三において「前三年以内の各事業年度 その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次 (平成二十六年法律第十一号)第十二条第一項及び 第八十一条の十五及び第百四十四条の二の規定 当該事業年度又は連結事業年度において課さ 法第五十三条第二十四項 当該控除 。 以 下

3 内国法人(法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。

一~四略

4及び5 略

| 6 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算し

れた外国の法人税等の額とみなす の規定の適用については、 充てられることとなる当該控除限度超過額は、 れた外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該 の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度におい 当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額及び道府県民税 限度超過額を、 この条において「控除限度超過額」という。)があるときは、 二十四項の規定により控除することができた額を超える部分の 第二項の規定並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の 並びに地方法人税法(平成二十六年法律第十一号) おいて同法第六十九条及び第八十一条の十五 のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度に 又は各連結事業年度」という。)において課された外国の法人税等の 入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする 以下この条及び第四十八条の十三において その最も古い事業年度又は連結事業年度のもの 当該事業年度又は連結事業年度において課さ 「前三年以内の各事業年度 法第五十三条第二十四 第十二条第一項 いから順か 当該控除 額 て課さ の規定 ( 以 下 八第 及び 次

3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人(以下この条にお3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人(以下この条にお

一~四略

4及び5 略

6 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算し

五第一 関係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定 法第五十七条第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該 を有する場合には、 じて計算した額 法人の選択により、 税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、 条の十三第七項において「法人税の控除限度額」という。 第百四十四条の ・二を乗じて計算した額とする。ただし、 る割合を乗じて計算した額の合計額)とすることができる。 は 項に規定する連結控除限度個別帰属額 法 人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額若しくは (当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所 第 法人税の控除限度額を当該法人の関係道府県ごとの 法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗 項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の 標準税率を超える税率で法 (以下この項及び第四十八 )に百分の三 当該 同法

7 11 内 に 0 0) 0) 除限度額及び第四十八条の十三第七項の規定により計算した額 が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、 条、 当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額に、 る政令で定めるところにより計算した額は、 の各事業年度又は各連結事業年度の道府県民税の控除限度額に満たな より控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前 各事業年度又は各連結事業年度につき法第五十三条第二十四項の規定 控除限度額」 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額 があるときは、 第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「市町村民税 という。) 当該事業年度又は連結事業年度に係る同項に規定 の合計額を超える場合において、 前項の規定にかかわらず 道府県民税の控 前三年以内 (以下こ 前三年 三年 以 7

た額は、法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額

五第一 める割合を乗じて計算した額の合計額)とすることができる。 関係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定 法第五十七条第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該 を有する場合には、 じて計算した額 法人の選択により、 税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、 条の十三第七項において「法人税の控除限度額」という。 ・二を乗じて計算した額とする。ただし、 項に規定する連結控除限度個別帰属額 (当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業 法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を 法人税の控除限度額を当該法人の関係道府県ごとの 標準税率を超える税率で法 (以下この項及び第四十八 又は同法第八十一 に百分の三 条の 当該

の条、 する政令で定めるところにより計算した額は、 1 内の各事業年度又は各連結事業年度の道府県民税の控除限度額に満たな により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該 の各事業年度又は各連結事業年度につき法第五十三条第二十四項 の控除限度額」という。)の合計額を超える場合におい 除限度額及び第四十八条の十三第七項の規定により計算した額 が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、 もの 当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額に、 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等 第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「市町 があるときは、 当該事業年度又は連結事業年度に係る同項に規定 前項の規定にかかわらず て、 道府県民税の控 前三年以内 前 以 の規定 村民税 前三年 三年以 下こ 0 限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てる 当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額 額 年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次に、 税の控除余裕額」 を控除した残額 に より控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合 条及び第四十八条の十三において 控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額 額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税 税等のうち法第五十三条第二十四項の規定により控除することができた 項の規定によりないものとみなされた額を除く。) 五項に規定する国税の個別控除余裕額 五. 以内の各事業年度又は各連結事業年度の法人税法施行令第百四十四条第 に規定する国 又は外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第二十四項の規定に .項に規定する国税の控除余裕額 業年度又は連結事業年度において課された外国 同 おける当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額 十八条の十三において「国税の控除余裕額」という。)、 ものとみなされた額を除く。 ないものとみなされた額を除く。 道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順 0 事業年度又は連結事業年度のものについては、 一税の (以下この条及び第四十八条の十三において「市町村民 という。 除余裕額 を前三年以内の各事業年度又は各連結事業 (同令第百九十八条第 若しくは同令第百五十五条の三十二第 「道府県民税の控除余裕額」という。 (同令第百四十五条第三項の規定によ 若しくは同令第百九十七条第四 (同令第百五十五条の三十三第三 の法人税等の額のうち (以下この条及び第 二項の規定によりな 道府県民税の控除 国税の控除 外国の法 (以下この に 当該 余裕 か 項 0 人

> りないものとみなされた額を除く。 五項に規定する国税の控除余裕額 以内の各事業年度又は各連結事業年度の法人税法施行令第百四 (同令第百四十 若しくは 五条第三 項 0 規 %定によ 应 条第

限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てる 当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額 事業年度又は連結事業年度において課された外国 年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次に、 税の控除余裕額」という。 を控除した残額 における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額 より控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合 条及び第四十八条の十三において 控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額 額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税 税等のうち法第五十三条第二十四項の規定により控除することができた 四十八条の十三において「国税の控除余裕額」という。 項の規定によりないものとみなされた額を除く。 五項に規定する国税の個別控除余裕額 又は外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第二十四項の規定に 同 道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順 0 事業年度又は連結事業年度のものについては、 (以下この条及び第四十八条の十三において を前三年以内の各事業年度又は各連結事業 「道府県民税の控除余裕額」という。 (同令第百五十五条の三十三第三 令第百 |の法・ 五十五条の三 (以下この条及び第 道府県民税の控除 人税等の 国税の控除 市 外国の法 (以下この 額のうち 一十二第 町 当該 余裕 カコ 村

額

おいて、 は 除 る部分の 規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当該超え 税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。 ものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民 余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、 ないものとみなす。 額に充てられることとなる国税の控除余裕額、 前 三年以内の各事業年度又は各連結事業年度においてこの この項の規定の適用について 道府県民税の控 この場合に 項

各連結事業年度 業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は 分に応じ当該各号に定める金額は、 項及び前項の規定の適用については、 度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二 には、 被合併法人等」という。 の項において同じ。 物出資法人 号の二に規定する分割法人をいう。 格合併等」という。) 物出資をいう。 税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。 法人をいう。 て同じ。 国法人又は外国法人 当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年 )又は適格現物出資 (同条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。 以下この条において同じ。 以下この項において同じ。) (以下この条において「前三年内事業年度等」という。 ) (第十三項、 により被合併法人、分割法人 (法第二十三条第 から事業の全部又は一部の移転を受けた場合 (同条第十二号の十四に規定する適格 以下この項において同じ。)又は現 第二十項及び第二十三項において 当該内国法人又は外国法人の当該事 次の各号に掲げる適格合併等の区 が適格合併、 項 (以下この条において 第三号ロに規定する外国 (同法第二条第十二 以下この項にお 適格分割 以下こ 法 適 現 人 8

おいて、 は、 除 る部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、 規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当 税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。 ものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道 余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、 ないものとみなす。 前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度においてこの この 項の規定の適用につ 道府県民税の この場合に ∏該超え 府 県民 1 項

#### 内国法人が適格合併

8

には、 号の二に規定する分割法人をいう。 物出資をいう。 各連結事業年度 業年度又は連結事業年度開始の日前 分に応じ当該各号に定める金額は、 項及び前項の規定の適用については、 度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二 被合併法人等」という。 の項において同じ。)(第十三項、 物出資法人 格合併等」という。)により被合併法人、 いて同じ。)又は適格現物出資 税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。 当該内国法人の (同条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。 以下この項において同じ。) (以下この条において から事業の全部又は (同条第十二号の十四に規定する適 第二十項及び第二十三項において 以下この項において同じ。)又は現 当該内国法人の 当該適格合併等の日の属する事業年 三年以内に開始した各事業年度又は 次の各号に掲げる適格合併等の 「前三年内事業年度等」という。 分割法人 (以下この条において 一部の移転を受けた場 (同法第二条第十二 以下この 適格分割 り項にお 以下こ 法 |該事 格 人

の控除限 度超過 一額及び道府県民税の控除余裕額とみなす

以内に きは、 いう。 を受けた事業に係る部分の金額 裕額のうち、 下この条において同じ。 連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。 算上損金に算入した連結事業年度があるときは、 課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計 当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその を除くものとし、 人税の 年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額 0 、適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年 条において「分割法人等」という。)の分割等前三年内事業年度等 適格分割又は適格現物出資 当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度 課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があると 開始した各事業年度又は各連結事業年度をい 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人(以下こ 当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転 これらの連結事業年度のうちに当該分割法人等又は )の控除限度超過額及び道府県民税の控除 (以下この条において 当該損金に算入した V) 「適格分割等」 これらの事業 を法 以 لح 余

> の控除限 度超過! 一額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。

#### 略

 $\equiv$ 用については、 以内に いう。 前項 きは、 算上損金に算入した連結事業年度があるときは、 課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得 年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の を受けた事業に係る部分の金額 裕額のうち、 下この条において同じ。 連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。 当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該分割法人等又は 人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があると の条において「分割法人等」という。)の分割等前三年内事業年度等 (適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年 適格分割又は適格現物出資 (同項第 当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度 .開始した各事業年度又は各連結事業年度をい 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度 当該適格分割等により当該内国法 号に係る部分に限る。 )の控除限度超過額及び道府県民税の控除 の適格合併の日の属する事業年度又は連 (以下この条において 0 規定の適用がある場 当該損金に算入した V; 一適格 一項の規 これらの 分割等」 (以下こ %定の適 額 合 が 移転 の計 を法 事業 結 0 لح 同 以

9 等の控除限度超過額は、 業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第1 項の内国法 当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年

9

(同項第

号に係る部分に限る。

0)

規定の適用がある場合の同

項

等

の控除限度超過額は、

用については、

業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第一

一項の規定の適

結

当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度

当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年

の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連

める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定

- 度又は各連結事業年度内事業年度等開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年の事業年度等開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の合併前三年内事業年度等を除く。)当該被合併法人の合併前三年一適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等(次号に掲げ
- 度 の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年 以の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度(以下この号及び第二十一項第二号において「合併事業年度等 業年度(以下この号及び第二十一項第二号において「合併事業年度等 産業年度以上を がっかっ 当該内国法人又は外国法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内

10

掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等(次号に

超過額とみなす。

める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の当該各号に定

度 の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年 当法人 の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事 業年度(以下この号及び第二十一項第二号において「合併事業年度等 での合併事業年度等の合併で係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内

事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内の適用の内国法人 の適格分割等の日の属する事業年度又は連請事業年度における第二項の規定の適外項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の

超過額とみなす。
の各号に尾める事業年度又は連結事業年度の控除限度の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該分割法人等の次

掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等(次号に

各事業年度又は各連結事業年度等前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。) 当該分割法人等の分割

一 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人又は外国法人の当該適格の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度開始の日前である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度開始の日前である場合の各事業年度以は各連結事業年度開始の日の属する事業年の各事業年度又は各連結事業年度

11 定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。 年内事業年度等の区分に応じ、 された額を除く。 度等の道府県民税の控除余裕額 適用については、 同 第八項 業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第七項の規定 項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結 (同項第一号に係る部分に限る。) 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年 は、 当該被合併法人の第九項各号に掲げる合併前三 当該内国法人又は外国法人の同項各号に (同項後段の規定によりないものとみな の規定の適用がある場合の  $\overline{\mathcal{O}}$ 

各事業年度又は各連結事業年度等前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人のおり、当該分割等前三年内事業年度等を除く。)、当該分割法人等の分割

の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前である場合度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人 の当該適格 の当該適格分割等の日の属する事業年

の各事業年度又は各連結事業年度

割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該内国法

連結事業年度 該内国法人 等事業年度等」という。 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当 (以下この号及び第二十二項第三号において「分割承継 の分割承継等事業年度等開始 の当該適格分割等の日の属する事業年 開始の日以後に開始したもの 0 日 0 前日 0 に属する事業 当該内国法 -度又は

11 定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。 年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法 された額を除く。 度等の道府県民税の控除余裕額 適用については、 事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第七項の規 同項の内国法人 第八項 年度又は連結事業年度 (同項第一号に係る部分に限る。) 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三 は、 当該被合併法人の第九項各号に掲げる合併 の適格合併の日の属する事業年度又は連結 (同項後段の規定によりないものとみな の規定の適用がある場合 の同項各号に 一年内事業年 前三 定

12 0 該 法 事 0) 同 人等の第十項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、 項の 第八項 道府県民税の控除余裕額とみなす。 内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度 人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 業年度等の道府県民税の控除余裕額のうち、 適用については、 事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第七項の規定 内国法· (同 項第一 人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連 一号に係る部分に限る。 当該適格分割等に係る分割法人等の 0) 同号に規定する当該内国 規定の適用がある場合 分割等前三年内 当該分割 当 法 0 12

13

合には、 おいて 適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の 設立するものである場合にあつては、 事業年度 被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。 0) という。) 事業年度等 併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内 に 業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日 は において 被合併法人等が行う適格合併等にあつては、 連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事 八項の内国法人又は外国法人の適格合併等の日の属する事業年度又 「被合併法人等三年前事業年度等開始日」 等開始日 当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該法人三年前 のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日 「法人三年前事業年度等開始日 (以下この項において (当該適格合併等が当該内国法人又は外国法人を 「被合併法人等前三年内事業年度等」 当該内国法人又は外国法人の当該 」という。 当該開始の日が最も早 という。 が当該適格合 以下この項 (以下この 後である場 三以上 項 V 13

月<sub>。</sub>

以下この

適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の

日。

以下この

当該

設立するものである場合にあつては、

当該内国法人の

該内国法 法人 の適用については、 の道府県民税の控除 事業年度等の道府県民税の控除余裕額のうち、 結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第七項の規定 同 人等の第十 第八項 項の内国法 (同項第) 項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、 が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 一号に係る部分に限る。 当該適格分割等に係る分割法人等の 余裕額とみなす。 同項各号に定める事業年度又は連結事業 の適格分割等の日 0) 規定の 同号に規定する当該内国 の属する事業年度又は 適用 分割等前 がある場合 当該分割 三年 年 度 当 内

合には、 おいて 年前事業 被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。 の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、 という。)のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始 事業年度等 併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内 において 業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日 は連結事業年度開始の日 第八項の内国法人の 「被合併法人等三年前事業年度等開始日」 当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当 年度等開始日 「内国法人三年前事業年度等開始日」という。 (以下この項において「被合併法人等前) (当該適格合併等が当該内国法 前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事 適格合併等の日の属する事業年度又 当該開始の日が最も早 という。 二年内事業年 ョ 該 内 国 の日 以下この項 が当該適格 (以下この 後で (二以上 **|**法人三 -度等」 あ る場

- 15 -

期間) 業年度とみなして、 業年度開始の日から当該法人三年前事業年度等開始日 にあっては、 年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間 法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三 項において同じ。 は、 当該内国法人又は外国法人のそれぞれの事業年度又は連結事 当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事 )の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併 第九項から前項までの規定を適用する。 (当該前日の属する期間 の前日までの

14 業に係る部分の金額は、 の控除余裕額の区分に応じ、 第八項第二号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事 次の各号に掲げる控除限度超過額又は道府県民 当該各号に定める金額とする

れぞれ乗じて計算した金額 等におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそ りないものとみなされた額を除く。)に当該分割等前三年内事業年度 一年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額 道府県民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前 (第七項後段の規定によ

1 規定する個別調整国外所得金額 国外所得金額」 調整国外所得金額 調整国外所得金額」という。) る調整国外所得金額 外所得金額」 当該分割法人等の法人税法施行令第百四十二条第三項に規定する という。 という。 (第二十四項第一号において「内国法人の調整国 (第二十四項第一号において 若しくは同令第百九十四条第三 又は同令第百五十五条の二十九第 (第二十四項第一号において 「外国法人の調整 一項に規定す 一号に 個別

> 期間) 項において同じ。 業年度とみなして、 業年度開始の日から当該内国法人三年前事業年度等開始日の前日までの にあつては、 年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間 法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三 は、 当該内国法人の 当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事 )の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併 第九項から前項までの規定を適用する。 それぞれの事業年度又は連結事 (当該前日の属する期間

14 税の控除余裕額の区分に応じ、 業に係る部分の金額は、 第八項第二号に規定する当該内国法人 次の各号に掲げる控除限度超過額又は道府県民 当該各号に定める金額とする が移転を受けた事

れぞれ乗じて計算した金額 等におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそ りないものとみなされた額を除く。 三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額 道府県民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前 )に当該分割等前三年内事業年度 (第七項後段の規定によ

いう。 国外所得金額 当該分割法人等の法人税法施行令第百四十二条第三項に規定する (第二十四項第一号において 「国外所得金 遊り と

イ

国外所得金額 規定する個別国外所得金額 」という。 又は同令第百五十五条の二十九第 (第二十四項第一号において 一号に 個別

T H

15

(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国人又は外国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除外国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除外国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除外国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除外国法人の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等に

の所在地の道府県知事)

に提出した場合に限り、

適用する。

法人にあつては、

当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所

17 略

四月」とする。

るものとする。

口略

□ から事業の移転を受けた内国法人 □ にあつては、当該内国法 15 第八項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等

余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類―――の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除人 が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人

(二以上の道守限において事務所又は事業所と前げる内国忠し――――を当該内国法人――――の事務所又は事業所の所在地の道府県知志

| にあつては、当該内国法人 の主たる事務所又は事業(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人

16 内国法人 が適格分割等により分割法人等から事業の移転 の所在地の道府県知事)に提出した場合に限り、適用する。

きにおける前項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、をいう。第二十六項において同じ。)開始の日に行われたものであると事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該分割法人等の連結親法人

17 略

四月」とする。

法人税法第六十九条の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事18 法第五十三条第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除は、

業年度

るものとする。

19

法人税法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第百四十四条の三第

する連結申告法人に限る。)(以下この条において「所得等申告法人」を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人と「項若しくは第百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書

、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税れた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額(外国法人にあつては

税割額の計算上法第五十三条第二十四項の規定により控除することとさ

の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人

という。

額を課税標準として課するものに限る。

以下この項において同じ。

を

額」という。)は、当該所得等申告法人の当該事業年度又は連結事業年除されなかつた部分の額(以下この条において「控除未済外国法人税等前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度又は

度の当該法人税割額から控除するものとする

24 第二十項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業にれぞれ乗じて計算した金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそける第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそける第一号に掲げる金額の方との方割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業れぞれ乗じて計算した金額とする。

一 当該分割法人等の内国法人の調整国外所得金額若しくは外国法人の

19 法人税法第七十一条第一項若しくは第七十四条第一項

の間に連結完全支配関係がある連結子法人(同法第二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人とという。)の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人という。)の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人という。)の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度におり法人税に係る申告書と提出する義務がある法人若しくは当該法人とかいう。)の規定により法人税に係る申告書と提出する義務がある法人表により法人税に係る申告書と提出する義務がある法人税等の額のうち、当該法人税割額

を

度の当該法人税割額から控除するものとする。額」という。)は、当該所得等申告法人の当該事業年度又は連結事業年除されなかつた部分の額(以下この条において「控除未済外国法人税等前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度又は

れぞれ乗じて計算した金額とする。24 第二十項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業におおる部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業に

当該分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額

調整国 外所得金額又は個別 調 整国外所得金額

25 \(\) 29略

略

、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

第九条の九の三 その還付し、 期間の日数に応じ、 に充当をするのに適することとなつた日があるときは、 する場合においては、 のための支出を決定し、 又は充当すべき金額に加算しなければならない。 道府県知事は、 年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を 次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還 又は前条の規定による充当をする日 租税条約の実施に係る控除不足額を還付 その日) (同日前 までの

申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書 ては当該決定をした日) の同条第 ら起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度 する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日か 二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。) て準用する場合を含む。)においてみなして適用する場合及び同条第 提出期限、 六第 法第五十三条第二十六項(同条第二十八項 若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日(これらの 項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る 一項の申告書(法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条 法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつ 又は法第五十三条第二十七項 (同条第二十九項にお (同条第二十八 に規定

> 29 略

25 \

略

〈租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計

第九条の九の三 期間の日数に応じ、 に充当をするのに適することとなつた日があるときは、 付のための支出を決定し、 する場合においては、 道府県知事は、 年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を 次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還 又は前条の規定による充当をする日 租税条約の実施に係る控除不足額を還 その日) (同日前 までの

する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の 二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。 の同条第一項の申告書(法人税法第七十四条第一項 ら起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度 て準用する場合を含む。)においてみなして適用する場合及び同条第 法第五十三条第二十六項 (同条第二十八項 (同条第二十九項にお に規定 日

ては当該決定をした日) 申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書 提出期限、 若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日 の規定により提出すべき法人税の申告書に係るもの 法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつ 又は法第五十三条第二十七項 (同条第二十八 (これらの に限 る

その還付し、

又は充当すべき金額に加算しなければならない。

規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。 事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項 号において同じ。)に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若 経過する日 をした場合にあつては当該決定をした日) はこれらの申告書の提出期限、 れた日(これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつて の申告書 しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結 て適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。 (同条第二十九項において準用する場合を含む。) においてみなし (法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項 法第五十五条第二項の規定による決定 の翌日から起算して一月を )が提出さ 次  $\mathcal{O}$ 

2 二略

略

、株式等譲渡所得割の交付時期及び交付額

第九条の二十三 略

第二節 事業税

(恒久的施設の範囲)

第十条 法第七十二条第五号イに規定する政令で定める場所は、

次に掲げ

る場所とする。

業者がその事業の用に供するものに限る。) 支店、 出張所その他の事業所若しくは事務所 工場又は倉庫 (倉庫

経過する日 れた日(これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつて 規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。 事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項 号において同じ。)に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若 をした場合にあつては当該決定をした日) はこれらの申告書の提出期限、 の申告書 しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結 て適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。 (法人税法第七十四条第一項 法第五十五条第二項の規定による決定 の翌日から起算して一月を

が 提 出

さ  $\mathcal{O}$  項

(同条第二十九項において準用する場合を含む。) においてみなし

次

二略

2 略

、株式等譲渡所得割の交付時期及び交付額

第九条の二十三 略

第二節 事業税

- 二 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所
- 三 その他事業を行う一定の場所で前二号に掲げる場所に準ずるもの

2

次に掲げる場所は、

前項の場所に含まれないものとする。

- この節において同じ。)がその資産を購入する業務のためにのみ使用 外国法人(法第七十二条第五号イに規定する外国法人をいう。以下
- 二 外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所
- めにのみ使用する一定の場所その事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行うた三、外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他
- に係る業務を行う者を除く。 くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結 法人の事業と同 限を有し、 入するための契約を除く。 外国法人のために、 かつ、 一又は類似の事業を営み、 これを継続的に又は反復して行使する者 その事業に関し契約 以下この項において同じ。 かつ、 (その外国 その事業の性質上欠 )を締結する権 |法人が資産を購 (その外国
- 保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者二 外国法人のために、顧客の通常の要求に応ずる程度の数量の資産を
- 三 専ら又は主として一の外国法人(その外国法人の主要な株主等その

議その他の行為のうちの重要な部分をする者又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協他その外国法人と特殊の関係のある者を含む。)のために、継続的に

## (人格のない社団等に対する本節の規定の適用)

第十条の二 人格のない社団等(法第七十二条の二第四項に規定する人格

## (人格のない社団等に対する本節の規定の適用)

第十条 人格のない社団等(法第七十二条の二第四項に規定する人格

### (外国法人又は個人の事業が行われる場所)

## (法第七十二条の十五第一項の政令で定める金額)

#### 第二十条の二の二略

## (法第七十二条の十五第一項の政令で定める金額)

#### 第二十条の二の二 略

。)の計算上損金の額に算入されるべきものに限る。)とする。十五第二項、第二十一条第一項及び第二十一条の三第二項において同じ人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第二十条の二の事業年度をいう。以下この節において同じ。)の法人税の連結所得(法

## (法第七十二条の十六第二項の支払う負債の利子に準ずるもの)

のは、次の各号に掲げるものとする。 第二十条の二の七 法第七十二条の十六第二項に規定する政令で定めるも

が利子に準ずるもので当該事業年度に係るもの十六条の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質一 当該事業年度において支払う手形の割引料、法人税法施行令第百三

部分の 規定する本店等に対して当該事業年度において支払う利子に該当する る内部取引において外国法人の恒久的施設から当該外国法人の同号に 事業年度に係るもの又は法人税法第百三十八 **号及び次条第二号において同じ。) に該当することとなるもので当該** 割引料 する国外事業所等に対して当該事業年度において支払う利子 七十二条の十九に規定する内国法人(以下この節において「内国法人 こととなるもので当該事業年度に係るもの という。 法人税法第六十九条第四項第 金額その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。 法人税法施行令第百三十六条の二第 の同号に規定する本店等から当該内国法人の同号に規定 一号に規定する内部取引において法第 条第 項に規定する満たない 項 第一 号に規定す 以下この (手形の

。)の計算上損金の額に算入されるべきものに限る。)とする。十三第二項、第二十一条第一項及び第二十一条の三第二項において同じ人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第二十条の二の事業年度をいう。以下この節において同じ。)の法人税の連結所得(法

## (法第七十二条の十六第二項の支払う負債の利子に準ずるもの)

第二十条の二の七 一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質 三十六条の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質 のは、当該事業年度において支払う手形の割引料、法人税法施行令第百 のは、当該事業年度において支払う手形の割引料、法人税法施行令第百

## (法第七十二条の十六第三項の支払を受ける利子に準ずるもの)

第二十条の二の八 法第七十二条の十六第三項に規定する政令で定めるも

のは、次の各号に掲げるものとする。

質が利子に準ずるもので当該事業年度に係るもの一当該事業年度において支払を受ける手形の割引料その他経済的な性

二 法人税法第六十九条第四項第一号に規定する内部取引において内国 三 法人の同号に規定する国外事業所等から当該内国法人の同号に規定する国外事業所等から当該内国法人の同号に規定する下項第一 当該外国法人の恒久的施設が当該事業年度において支払を受ける利子に該当することと 当該外国法人の恒久的施設が当該事業年度において支払を受ける利子に該当することと 当該外国法人の同号に規定する内部取引において内国

## (法第七十二条の十七第二項の役務の提供の対価)

第二十条の二の十 法第七十二条の十七第二項に規定する役務の提供の対第二十条の二の十 法第七十二条の十七第二項に規定する賃借権等をいまっての分価の額が当該賃借権等の対価の額と区分して定められている。 次条及び第二十条の二の十二において同じ。)に係る役務の提供の対策二十条の二の十 法第七十二条の十七第二項に規定する役務の提供の対策に対している。

# (法第七十二条の十七第二項の賃借権等の対価として支払う金額に準ず

第二十条の二の十一 法第七十二条の十七第二項に規定する賃借権等の対

るもの)

## (法第七十二条の十六第三項の支払を受ける利子に準ずるもの)

性質が利子に準ずるもので当該事業年度に係るものとする。のは、当該事業年度において支払を受ける手形の割引料その他経済的な第二十条の二の八法第七十二条の十六第三項に規定する政令で定めるも

## (法第七十二条の十七第二項の役務の提供の対価

第二十条の二の十 法第七十二条の十七第二項に規定する役務の提供の対第二十条の二の十 法第七十二条の十七第二項に規定する賃借権等をい

のとする。 のとする。 のとする。 のとする。 のとする。

# に準ずるもの)(法第七十二条の十七第三項の賃借権等の対価として支払を受ける金額)(法第七十二条の十七第三項の賃借権等の対価として支払を受ける金額)

第二十条の二の十二 法第七十二条の十七第三項に規定する賃借権等の対 法第二十条の二の十二 法第七十二条の十七第三項に規定する賃借権等の対 活動 大人の 同号に規定する 国外事業所等から当該内国法人の同号に規定する本店等 で おいて 支払を 受ける 金額に 該当 ま 手 度において 支払を 受ける 金額に 該当 で 3 において 支払を 受ける 金額に 該当する こととなる 金額で 3 該事業 年 度に おいて 支払を 受ける 金額に 該当 で 3 が 賃借権等 の 対価として 当該事業 年 度において 支払を 受ける 金額に 該当する こととなる 金額で 3 該事業 年 度に おいて 支払を 受ける 金額に 該当する こととなる 金額で 3 該事業 年 度に おいて 支払を 受ける 金額に 3 当該事業 年 度に は 3 当該事業 年 度に 2 当該事業 4 当該事業 4

# (会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例

等

第二十条の の二中 は 号に掲げる場合に該当する場合には、 法律第二百二十六号) 令第百十六条の三中 第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額」と、 該 事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、 いて生じた第八十一 第四項に規定する個別欠損金額」と、 れる金額を加算した金額) 金額が生じた場合には、 条の十八第 別欠損金額」と、 二十五年法律第二 法人に帰せられる金額を加算した金額) 度に連結欠損金額が生じた場合には、 法人税の 第一項中 事業年度の単年度損益を算定する場合においては、 内国法人に帰せられる金額を加算した金額)」とあるのは 「掲げる金額」 掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額 個別帰属額の計算) 二の十三 「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項 一項に規定する個別欠損金額 一百二十六号) Ł 同条第二項中 条の十八第一項に規定する個別欠損金額 法第七十二条の十八第 第七十二条の二十三第四項」と、 同条第一号中 (同項) 当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せら 」とあるのは に規定する個別欠損金額 とあるのは 第七十二条の二十三第四項に規定する個 「連結事業年度において生じた第八十一 「同項」とあるのは 第一号に掲げる金額)」とあるの 同条第三項中 当該連結欠損金額のうち当該内国 」とあるのは 「地方税法第七十二条の二十三 (当該連結事業年度に連結欠損 当該連結欠損金額のうち当 項の規定によつて法 (地方税法 法人税法第五十九 「連結事業年度にお (当該連結事業年 「地方税法 同令第百十七 「地方税法第七 (昭和二十五 法人税法施行 (当該連結 (同項第三 地方税法 人の (連結 (昭 年 条 和

# (会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特別

等

第二十条の二の十一 の 二 中 は 号に掲げる場合に該当する場合には、 法律第二百二十六号) 令第百十六条の三中 第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、 該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)」とあるのは 事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、 いて生じた第八十一 第三項に規定する個別欠損金額」と、 れる金額を加算した金額)」とあるのは 金額が生じた場合には、 条の十八第一 別欠損金額」と、 二十五年法律第二百二十六号) 法人に帰せられる金額を加算した金額) 度に連結欠損金額が生じた場合には、 法人税の 第一項中 事業年度の単年度損益を算定する場合においては、 「掲げる金額」 「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額 個別帰属額の計算)に規定する個別欠損金額 「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一 項に規定する個別欠損金額 と、 同条第二項中 条の十八第一項に規定する個別欠損金額 法第七十二条の十八 第七十二条の二十三第三項」 同条第一号中 (同項」 当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰 とあるのは 第七十二条の二十三第三項に規定する 「連結事業年度において生じた第八十一 「同項」とあるのは 第一号に掲げる金額) 同条第三項中 当該連結欠損金額のうち当 」とあるのは 本文 「地方税法第七十二 (当該連結事業年度に連結欠損 当該連結欠損金額のうち当 (地方税法 0) 規定によつて法 と、 法人税法第五 「連結事業年度にお (当該連結事業 「地方税法 同令第百十七 「地方税法第七 昭 法人税法施 」とあるの 一条の二十三 和二 (当該連結 同 項 地方税法 十 十九九 項 該 人の (連: 昭昭 第三 五年 べせら 内国

、これらの規定の例によるものとする。号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第四項」としてに掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一十二条の二十三第四項」と、同令第百十八条中「掲げる金額から第二号

(損金の額等に算入した所得税額がある法人の単年度損益の算定の特例

以下この節において同じ。)以外の内国法人の各事業年度の単年度損益

において、

当該内国

法

を算定する場合

保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)の規定により課東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び

された復興特別所得税額の全部又は一

部につき、

法人税法第六十八条第

項

当該内国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税り読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により。第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項第三項、第八条の三第五項、第六条

、これらの規定の例によるものとする。
号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項」としてに掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一十二条の二十三第三項」と、同令第百十八条中「掲げる金額から第二号

(損金の額等に算入した所得税額がある法人の単年度損益の算定の特例

第二十条の二の十二 法第七十二条の十八本文の規定によつて法人

の各事業年度の単年

-度損

第三項、 当該法人 り読み替えて適用する場合を含む。 において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、 及び第四十二条第二 条の九第四項 された復興特別所得税額の全部又は一 保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)の規定により課 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財 を算定する場合 項 が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額 第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定によ (同 第八条の三第五項、 法第百四十四条 の各事業年度の単年度損益の算定については、 第四十一 (次項に規定する場合を除く。 一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 条の十二第四項、 (租税特別措置法第九条の六第六項) 第九条の二第四項、 )の規定の適用を受けないときは 部につき、 第四十一 )において、 第四十一条の九第四 法人税法第六十八条第 条の十二の二 当該所得税 当該法人 第四十 一第七項 第六条 源 の確 及び 項

2 法第七十二条の十八第一項第二号の規定によつて連結申告法人額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

2

額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

3 の復興 損益 第四項、 規定により読み替えて適用する場合を含む。 置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は V 損 規定の適用を受けないときは、 条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 置法第三条の三第五項、 0 財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額 税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な 結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得 条の十二第四項 人税法第百四十四 金額 おいて所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災から 全部又は 法第七十二条の十八第 の算定については、 年 以下この節において同じ。 (法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額 ため ・度損益を算定する場合において、 第四十一条の九第四項、 の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、 部につき、 の施策を実施するために必要な財 条 第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の (租税特別措置法第四十 当該所得税額及び復興特別所得税額を個別帰属 第六条第三項、 法人税法第八十一条の十四第一項 項第三号の規定によつて外国法人の各事業年 当該連結申告法人の各事業年度の単年度 第四十一条の十二第四項及び第四十一 に算入しないものとする。 第八条の三第五項、 当該外国法人が当該事業年度 条の九第四 において準用する法人税 源 の確保に関する特別措 項 部につき (租税特別措 第九条の二 第四 当該連 + 0) を

> 損金額 第四項、 て同じ。 1 損益の算定については、 規定の適用を受けないときは、 条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 置法第三条の三第五項、 の全部又は一部につき、 財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得! 税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な 結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得 税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。 う。 法第七十二 以下この節において同じ。)に算入しないものとする。 (法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損 第四十一条の九第四項、 の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、 一条の十八本文 当該所得税額及び復興特別所得税額を個 法人税法第八十一条の十四第一 第六条第三項、 当該連結申告法人の各事業年度の単 第四十一条の十二第四項及び第四 の規定によつて連結申告法 第八条の三第五項、 以下この節に 項 第九条の二 (租税特別 当該連 金額 別 (法人 年度 帰 十 税 な 0)

特別所得税額を損金の額に算入しないものとする 条の十二第四項及び第四十 法第六十八条第 て適用する場合を含む。 人の各事業年度の 単年度損益の算定については 項 (租税特別措置法第四十一条の九第四 の規定の適用を受けないときは 一条の十二の一 一第七項の規定により 当該所得税額及び 項、 当 、読み替え 第四 該外国 復興 十一

## (単年度損益に係る寄附金の損金算入限度額等)

定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。
 注第七十二条の十八第一項第二号の規定によつて連結申告法人の各事
 注第七十二条の十八第一項第二号の規定によって連結申告法人の各事

度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によ3 法第七十二条の十八第一項第三号の規定によつて外国法人の各事業年

### 、単年度損益に係る寄附金の損金算入限度額等

第二十条の二の十三 法第七十二条の十八 の規定によって連第二十条の二の十三 法第七十二条の一の第入限度額は、当該事業年度に係る法 
一の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法 
一の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法 
一人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法 
一人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により高法 
一の第入限度額とされた額とする。

定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。 業年度の単年度損益を算定する場合において、同条の規定によりその例えて、 一年の単年度損益を算定する場合において、同条の規定によりその例 まま 業年度の単年度損益を算定する場合において、同条の規定によりその例 法第七十二条の十八 の規定によって連結申告法人の各事 法第七十二条の十八

より寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

される同法第三十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当

## (単年度損益に係る法人 の外国税額の損金の額等算入)

#### 第二十条の二の十六

本れたものは、損金の額又は個別帰属損金額に算入する。 法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課め法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該外国を内国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国されたものは、損金の額又は個別帰属損金額に算入する。

2 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された との法人の法人の法人の法人の法人の法人の法人の法の名事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の との法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の

### (法第七十二条の十八第二項 の特定株式等)

対して課されたものは、

損金の額に算入する。

ものは、同条第一項及び第九項に規定する特定株式等(以下この項にお置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定める第二十条の二の十七 法第七十二条の十八第二項 に規定する租税特別措

## (単年度損益に係る内国法人の外国税額の損金の額等算入)

第二十条の二の十四 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人 等二十条の二の十四 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人 で、各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課され で、各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課され で、各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課され

### 、法第七十二条の十八ただし書の特定株式等)

ものは、同条第一項及び第九項に規定する特定株式等(以下本項」にお置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定める第二十条の二の十五。法第七十二条の十八ただし書に規定する租税特別措

当する価額の特定株式等とする。事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相いて「特定株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源開発

(名部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相当する価」で株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源開発事業等に同条第一項及び第八項に規定する特定株式等(以下この項において「特」の は、四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、2 法第七十二条の十八第二項 に規定する租税特別措置法第六十八条の 2

、内国法人の法の施行地外に有する事業が行われる場所)

**第二十条の二の十八** 法第七十二条の十九に規定する内国法人の事業が行 のとする の国又は地 内にある当該租税条約に定める恒久的施設に相当するものとし、 関する定めを有するものに限る。 われる場所で政令で定めるものは、 十九条第 ている条約相手国等 以下この条において同じ。 一項に規定する租税条約をいい、 域に ついては当該国又は地域にある恒久的施設に相当するも (租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう については当該租税条約の条約相手国等 以下この条において同じ。 我が国が租税条約 恒久的施設に相当するものに (法人税法第百三 を締結し その他

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方

法

当する価額の特定株式等とする。事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相いて「特定株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源開発

(内国法人の法の施行地外に有する事業が行われる場所)

三の五に規定する場所とする 十三において「内国法人」という。)が法の施行地外に有する第七条の十二において「内国法人」という。)が法の施行地外に有する第七条の二の二の二の計算工十条の二の十九に規定する内国法人の事業が行

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方

法

第二十条の二の十九 事業所の従業者の合計数で除して計算する。 国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は 第三十五条の三の十において同じ。)の数を乗じて得た額を当該特定内 二項、 われるものをいう。 」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払 条の八第一項及び第二十三条第一項において「外国の事務所又は事業所 所 た金額とする。)に当該特定内国法人の法の施行地外に有する前条の場 価値額の総額 の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、 法人(以下この節において「特定内国法人」という。)の法の施行地外 (以下この項、 第二十条の二の二十五、第二十一条の八、 (第 次条第一項、 一十条の二の十六第一項の規定を適用しないで計算し 以下この条、 法第七十二条の十九後段に規定する同条の特定内国 第二十条の二の二十三第二項、 次条第一項、 当該特定内国法人の付加 第二十条の二の二十三第 第二十三条第一項及び 第二十一

2 \ \ 3 略

(法第七十二条の二十第三項の政令で定める金額

第二十条の二の二十 略

、法第七十二条の二十一第五項第一号の総資産の帳簿価額

第二十条の二の二十一 略

(法第七十二条の二十一第五項第二号の政令で定める株式又は出資)

第二十条の二の二十二

略

第二十条の二の十七 価値額の総額 事業所の従業者の合計数で除して計算する。 国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は 第三十五条の三の十において同じ。)の数を乗じて得た額を当該特定内 二項、第二十条の二の二十三、第二十一条の八、 われるものをいう。 」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払 条の八第一項及び第二十三条第一項において「外国の事務所又は事業 所 た金額とする。)に当該特定内国法人の法の施行地外に有する前条の場 の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、 法人(以下この節において「特定内国法人」という。 (以下この項、 (第 次条第一項、 一十条の二の十四 以下この条、 法第七十二条の十九後段に規定する同条の特定内国 第二十条の二の二十一第二項、 次条第一項、 の規定を適用しないで計算し 当該特定内国法 第二十条の二の二十一 第二十三条第一項及び )の法の施行地外 第二十一 人の付加

2 \ 3 略

(法第七十二条の二十第三項の政令で定める金額

第二十条の二の十八 略

、法第七十二条の二十一第五項第一号の総資産の帳簿価額

第二十条の二の十九 略

(法第七十二条の二十一第五項第二号の政令で定める株式又は出資)

第二十条の二の二十

略

## (法第七十二条の二十二第一項の政令で定める金額

略

#### 第二十条の二の二十三

2 略

3 第二十条の二の十九第三項の規定は、前項の事務所又は事業所の従業

者の数について準用する。

## (法第七十二条の二十二第二項の政令で定める金額)

該外国法人の法の施行地外に有する事務所又は事業所の従業者の数を乗の資本金等の額から控除する金額は、当該外国法人の資本金等の額に当第二十条の二の二十四 法第七十二条の二十二第二項に規定する外国法人

じて得た額を当該外国法人の恒久的施設

て計算する。 及び法の施行地外に有する事務所又は事業所の従業者の合計数で除し

久的施設の従業者の数について準用する。
2 第二十条の二の十九第三項の規定は、前項の事務所又は事業所及び恒

## (非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定)

」とあるのは、「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行十一第一項の規定の適用については、同項中「減算した金額との合計額項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二第二十条の二の二十五 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業と同

## (法第七十二条の二十二第一項の政令で定める金額)

#### 第二十条の二の二十一略

2 略

者の数について準用する。
3 第二十条の二の十七第三項の規定は、前項の事務所又は事業所の従業

## (法第七十二条の二十二第二項の政令で定める金額)

第二十条の二の二十二 法第七十二条の二十二第二項に規定する外国法人第二十条の二の二十二 法第七十二条の二十二第二項に規定する場所(次条第三項において「国内の事務所又は事業所の従業者の数を乗だする場所(次条第三項において「国内の事務所又は事業所の従業者の数を乗でする場所(次条第三項において「国内の事務所又は事業所の従業者の数を乗でする場所(次条第三項において「国内の事務所又は事業所の従業者の数を乗でする場所(次条第三項において「国内の事務所又は事業所の従業者の名に出て計算する。

2 第二十条の二の十七第三項の規定は、前項の事務所又は事業所

の従業者の数について準用する。

## (非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定)

」とあるのは、「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行十一第一項の規定の適用については、同項中「減算した金額との合計額項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二第二十条の二第一項第一号に掲げる事業と同

業者 場所 は、 内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合 げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地 令 地 数で除して計算した金額」 以下この項において同じ。 内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行 (昭 この場合における事務所又は事業所の従業者の数について準用する (事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう (以下この項において「外国の事務所又は事業所」という。 和二十五年政令第二百四十五号)第二十条の二の十八に規定する )のうち第七十二条の二第一項第一号に掲 とする。 第 一十条の二の 十九第三 一項の規定 ) の 従

2 略

3 のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該外国法人の 後の金額とする。 十二第二項の規定により控除すべき金額があるときは、 資本割の課税標準は、 この項において「その他の事業」という。)とを併せて行う外国法人の 事 業とこれらの事業以外の事業 事業税を課されない事業又は法第七十二条の二第一項第二号に掲げる に当該外国法人の恒久的施設 当該外国法人の資本金等の額 従業者の数で除して計算した金額とする。 (同項第一号に掲げる事業に限る。 (法第七十二条の二 これを控除した 0 従業者 以下 3

恒久的施設の従業者の数について準用する。 第二十条の二の十九第三項の規定は、前二項の事務所又は事業所及び

第六項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「5 第二項の内国法人又は第三項の外国法人に係る法第七十二条の二十一

0 業者 場所 は、 計数で除して計算した金額」 内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者 げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行 令 地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法 以下この項において同じ。 (昭和二十五年政令第二百四十五号)第七条の三の五 この場合における事務所又は事業所の従業者の数について準用する (事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるもの (以下この項において「外国の事務所又は事業所」という。 )のうち第七十二条の二第一項第一号に掲 とする。 第 一十条の二の 十七第三 に規定する 項 の規定 をいう 0)  $\mathcal{O}$ 施 合 従 行

2 略

事業とこれらの事業以外の事業 玉 のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該外国法 後の金額とする。)に当該外国法人の国内の事務所又は事業所の 十二第二項の規定により控除すべき金額があるときは、 資本割の課税標準は、 この項において「その他の事業」という。)とを併せて行う外国法人の 内の 事業税を課されない事業又は法第七十二条の二第一項第二号に掲げる 事 務所又は事業所の従業者の数で除して計算した金額とする。 当該外国法人の資本金等の額 (同項第一号に掲げる事業に限る。 (法第七十二条の二 これを控除 従業者 人の した 以下

4 第二十条の二の十七第三項の規定は、前二項の事務所又は事業所

\_\_\_\_\_の従業者の数について準用する。

第六項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「5 第二項の内国法人又は第三項の外国法人に係る法第七十二条の二十一

規定を適用した後の金額とする」とする。条の二の二十五第二項又は第三項の規定の適用があるときは、これらの金額とし、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第二十

### (繰越欠損金の損金算入の特例等)

七条第二項 法人税法第五 + この項又は第六 欠損金額 等の欠損金額と 当該被合併法人 を含み、 みなされたもの 項の規定により 当該欠損金額 被合併法人等が 第五項又は第 第四項 ( 当 該 とみなされたものを含む。以下この項 において「被合併法人等欠損金額」と 定により当該被合併法人等の欠損金額 地方税法施行令第二十条の三第二項の 未処理欠損金額等 第七十二 いう。)又は個別欠損金額 規定により読み替えられたこの項の規 が欠損金額等(欠損金額 略 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 一条の二十三第四項に規定する (当該被合併法人等 (この項又は (地方税法

九項

個別欠損金額をいう。以下この目にお

いて同じ。)

(この項又は同令第二十

規定を適用した後の金額とする」とする。 条の二の二十三第二項又は第三項の規定の適用があるときは、これらの金額とし、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第二十

### (繰越欠損金の損金算入の特例等)

定の例によるものとする。
に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規得を算定する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄つて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所第二十条の三 法第七十二条の二十三第一項本文 の規定によ

		略
法人税法第五十	欠損金額(当該	未処理欠損金額等(当該被合併法人等
七条第二項	被合併法人等が	が欠損金額等(欠損金額(この項又は
	当該欠損金額(	地方税法施行令第二十条の三第二項の
	この項又は第六	規定により読み替えられたこの項の規
	項の規定により	定により当該被合併法人等の欠損金額
	当該被合併法人	当該被合併法人 とみなされたものを含む。以下この項
	等の欠損金額と	等の欠損金額と において「被合併法人等欠損金額」と
	みなされたもの	いう。)又は個別欠損金額(地方税法
	を含み、第四項	(昭和二十五年法律第二百二十六号)
	、第五項又は第	第七十二条の二十三第三項に規定する
	九項	個別欠損金額をいう。以下この目にお
		いて同じ。) (この項又は同令第二十

合併法人等の個別欠損金額とみなされ	合併法人等の個別欠損金額とみなされ
第五十七条第二項の規定により当該被	第五十七条第二項の規定により当該被
除く第二項の規定により読み替えられた法	除く第二項の規定により読み替えられた法
とされたものを じ。) (同令第二十条の三第一項又は	とされたものをじ。)(同令第二十条の三第一項又は
によりないもの 損金額をいう。以下この目において同	によりないもの損金額をいう。以下この目において同
は第九項の規定 二条の二十三第三項に規定する個別欠	は第九項の規定 二条の二十三第四項に規定する個別欠
四項、第五項又 二十五年法律第二百二十六号) 第七十	四項、第五項又二十五年法律第二百二十六号)第七十
を含み、同条第一)又は個別欠損金額(地方税法(昭和	を含み、同条第一)又は個別欠損金額(地方税法(昭和
みなされたものの欠損金額とみなされたものを含む。	みなされたものの欠損金額とみなされたものを含む。
等の欠損金額と 第二項の規定により当該被合併法人等	等の欠損金額と 第二項の規定により当該被合併法人等
当該被合併法人 定により読み替えられた法第五十七条	当該被合併法人   定により読み替えられた法第五十七条
項 項の規定により)第二十条の三第一項又は第二項の規	項 頃の規定により)第二十条の三第一項又は第二項の規
第百十二条第一 第二項又は第六 令(昭和二十五年政令第二百四十五号	第百十二条第一 第二項又は第六 令(昭和二十五年政令第二百四十五号
法人税法施行令 欠損金額(同条 欠損金額等(欠損金額(地方税法施行	法人税法施行令 欠損金額(同条 欠損金額等(欠損金額(地方税法施行
略	略
若しくは第五項	若しくは第五項
項の規定により読み替えられた第四項	項の規定により読み替えられた第四項
い、同令第二十条の三第一項又は第二	い、同令第二十条の三第一項又は第二
法人等個別欠損金額」という。)をい	法人等個別欠損金額」という。)をい
を含む。以下この項において「被合併	を含む。以下この項において「被合併
人等の個別欠損金額とみなされたもの	人等の個別欠損金額とみなされたもの
れたこの項の規定により当該被合併法	れたこの項の規定により当該被合併法
条の三第二項の規定により読み替えら	条の三第二項の規定により読み替えら

項   項の規定により  )第二十条の三第一項又は第二項の規	項の規定により )第二十条の三第一項又は第二項の規
第百十二条第一   第二項又は第六   令(昭和二十五年政令第二百四十五号	第百十二条第一   第二項又は第六   令(昭和二十五年政令第二百四十五号
法人税法施行令   欠損金額(同条   欠損金額等(欠損金額(地方税法施行	法人税法施行令 欠損金額(同条 欠損金額等(欠損金額(地方税法施行
略	- 略
み替えられたこの項又はこの項	み替えられたこの項又はこの項
)第二十条の三第一項の規定により読	)第二十条の三第一項の規定により読
令(昭和二十五年政令第二百四十五号	令(昭和二十五年政令第二百四十五号
の目において同じ。)(地方税法施行	の目において同じ。)(地方税法施行
規定する個別欠損金額をいう。以下こ	規定する個別欠損金額をいう。以下こ
七条第一項 十六号)第七十二条の二十三第三項に	七条第一項 十六号)第七十二条の二十三第四項に
法人税法第五十 この項   地方税法(昭和二十五年法律第二百二	法人税法第五十   この項   地方税法(昭和二十五年法律第二百二
略	略
下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。	下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。
の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の	の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、次	業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、次
2 法第七十二条の二十三第一項本文 の規定によつて連結申告法人の事	2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定によつて連結申告法人の事
略	略
て同じ	て同じ
されたものを除く。以下この目におい	されたものを除く。以下この目におい
しくは第五項の規定によりないものと	しくは第五項の規定によりないものと
読み替えられた法第五十七条第四項若	読み替えられた法第五十七条第四項若
条の三第一項又は第二項の規定により	条の三第一項又は第二項の規定により
たものを含む。)をいい、同令第二十	たものを含む。)をいい、同令第二十

除く 四項、 等の欠損金額と 当該被合併法人 定により読み替えられた法第五十七条 とされたものを によりないもの は第九項の規定 みなされたもの 第五項又 同条第 じ。 |二十五年法律第二百二十六号)第七十 損金額をいう。 の欠損金額とみなされたものを含む。 て同じ 二条の二十三第四項に規定する個別欠 第二項の規定により当該被合併法人等 されたものを除く。 読み替えられた法第五十七条第四項若 条の三第一項又は第二項の規定により たものを含む。)をいい、同令第二十 合併法人等の個別欠損金額とみなされ 第五十七条第二項の規定により当該被 第二項の規定により読み替えられた法 しくは第五項の規定によりないものと 又は個別欠損金額 (同令第二十条の三第一項又は 以下この目において同 以下この目におい (地方税法 (昭 和

規定する欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。) 度において生じた当該連結申告法人の欠損金額(同法第二条第十九号に結事業年度に該当する事業年度開始の日前九年以内に開始した各事業年 おいて、当該連結申告法人の同法第十五条の二第一項に規定する最初連 3 前項の規定により法人税法第五十七条第一項の規定の例による場合に 3

略

除く 当該被合併法人 | 定により読み替えられた法第五十七条 とされたものを 四項、第五項又 二十五年法律第二百二十六号) 第七十 みなされたもの 等の欠損金額と によりないもの は第九項の規定 同条第 ľ, 損金額をいう。 第二項の規定により当該被合併法人等 の欠損金額とみなされたものを含む。 て同じ 条の三第一項又は第二項の規定により 第五十七条第二項の規定により当該被 第二項の規定により読み替えられた法 二条の二十三第三項に規定する個別欠 読み替えられた法第五十七条第四項若 たものを含む。)をいい、同令第二十 合併法人等の個別欠損金額とみなされ されたものを除く。 しくは第五項の規定によりないものと 略 又は個別欠損金額 (同令第二十条の三第一項又は 以下この目において同 以下この目におい (地方税法 昭 和

規定する欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)度において生じた当該連結申告法人の欠損金額(同法第二条第十九号に結事業年度に該当する事業年度開始の日前九年以内に開始した各事業年おいて、当該連結申告法人の同法第十五条の二第一項に規定する最初連前項の規定により法人税法第五十七条第一項の規定の例による場合に

又は前石 もの が生じたものとみなされる事業年度において生じた個別欠損金額とみな に 十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。 金額が生じた事業年度において生じた個別欠損金額 所得の計算上、 事業年度以後の各事業年度 適格合併の日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の翌日の属する り当該連結申告法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされる 当該最初連結事業年度に該当する事業年度又は同条第二項に規定する おいて同じ。 (以下この項において「みなし欠損金額」という。 項の規定により読み替えられた同法第五十七条第二項の規定によ )とみなし、 当該連結申告法人の欠損金額は当該連結申告法人の (連結事業年度に該当する期間に限る。 当該みなし欠損金額は当該みなし欠損金額 以下この項及び次条第一項 (法第七十二条の二 )があるときは 欠損  $\mathcal{O}$ 

定の例によらないものとする。 かかわらず、法人税法施行令第百十二条第十四項から第十六項までの規標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、同項の規定に4 法第七十二条の二十三第一項 の規定によつて法人の事業税の課税

別所得金額をいう。)の計算の例によつて算定する場合において、当該
お事業年度の法人税の課税標準である所得を法第七十二条の二十三第一項
の所得を法第七十二条の二十三第一項
の規定によつて当該法人の当第二十一条
法人の行う事業に対する事業税の課税標準である各事業年度終了の

す。 もの が生じたものとみなされる事業年度において生じた個別欠損金額とみな において同じ。 十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。 金額が生じた事業年度において生じた個別欠損金額 所得の計算上、 事業年度以後の各事業年度 適格合併の日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の翌日の属する り当該連結申告法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされる 又は前項の規定により読み替えられた同法第五十七条第二項の規定によ 当該最初連結事業年度に該当する事業年度又は同条第二項に規定する (以下この項において「みなし欠損金額」という。 )とみなし、 当該連結申告法人の欠損金額は当該連結申告法 (連結事業年度に該当する期間に限る。 当該みなし欠損金額は当該みなし欠損金額 以下この項及び次条第一 (法第七十二条の二 があるときは 人の 欠損 0) 項

定の例によらないものとする。 かかわらず、法人税法施行令第百十二条第十四項から第十六項までの規標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、同項の規定に4 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税

別所得金額をいう。)の計算の例によつて算定する場合において、当該 の所得を法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の 所得を法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて当該法人の当 第二十一条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準である各事業年度

生じた欠損金額につき法人税法第八十条又は第百四十四条の十三法人が当該各事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において

算の基礎となつたもの並びに」とあるのは 第二号及び第百十三条第一項第一号中 第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの 標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、 (欠損金の繰戻しによる還付) とあるのは 七条第二項、 法第七十二条の二十三第一項 これら の規定の例によるものとする。 「算入されたもの」と、法人税法施行令第百十二条第五項 第三項第一号及び第四項第一号中 の規定により還付を受けるべき金額の計 の規定によつて法人の事業税の課税 「算入されたもの及び法第八十条 「算入されたもの及び」とし 「算入されたもの及び 法人税法第五

2

(損金の額等に算入した所得税額がある法人の所得の算定の特例

3

略

申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を第二十一条の二 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定によつて連結

場合を含む。 かつた欠損金額又は個別欠損金額に相当する金額とする。 後の事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入され 額に算入すべき金額は、 用する場合を含む。 生じた欠損金額につき法人税法第八十条 法人が当該各事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度に 当該法人の当該各事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損 の規定により同法第五十七条第一項本文の規定に準じて計算する )の規定にかかわらず、その欠損金額の生じた事業年度以 )の規定による法人税額の還付を受けているときは 同法第五十七条第一項本文 (同法第百四十五条におい (同法第百四十二条 において て準

算の基礎となつたもの並びに」とあるのは 第二号及び第百十三条第一項第一号中 第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたも 十七条第二項、 標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、 (欠損金の繰戻しによる還付) とあるのは 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課 これら の規定の例によるものとする 「算入されたもの」と、法人税法施行令第百十二条第五 第三項第一号及び第四項第一号中「算入されたもの の規定により還付を受けるべき金額 「算入されたもの及び法第八十条 「算入されたもの及び」とし 法人税法第五 の計 及び

3 略

(損金の額等に算入した所得税額がある法人の所得の算定の特例)

第二十一条の二 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人

の事業税の課税標準である各事業年度の所得を

に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は 日 が 算定する場合 本大震災からの 当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東 復興のための施策を実施するために必要な財源の確保 項 おい 当該内国法人

部につき、

法

人税法第六十八条第一

措置法第三 き所得の算定については、 規定の適用を受けないときは、 条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 に算入しないものとする 第四十一 条の三第五項、 条の九第四項、 第六条第三項、 当該所得税額及び復興特別所得税額を損 当該内国法人の事業税の課税標準と 第四十一条の十二 第八条の三 一第四項及び第四 一第五項、 第九条 租 税 特

の二第四項

別

すべ

の額

2 な財 額の全部又は 得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要 連 業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、 一第四項、 条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 置法第三条の三第五項、 結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所 源 0) 確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税 第四十一条の九第四項、 一条の一 部につき、 十 第一 第六条第三項、 法人税法第八十一条の十四第一 項第 |号の規定によつて連結申告法人の事 第四十一条の十二第四項及び第四 第八条の三第五項 項 (租税特別 第九条の 当該

> すべき所得の算定については、 十 一 金 の二第四項、 別措置法第三条の三第五項、 読み替えて適用する場合を含む。 兀 措置法第九条の六第六項、 に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部 日 が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び 算定する場合 項 部につき、 一の額に算入しないものとする。 0 本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の 規定の適用を受けないときは、 条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 第四 + 第四十一条の九第四項、 法人税法第六十八条第一項 (次項に規定する場合を除く。 条の十二 一の二第七項及び第四十二条第一 第四十一条の九第四項 第六条第三項、 当該所得税額及び復興特別所得税額を損 において準用する場合並びに租 当該法人 第四十一条の十二 (同法第百四十四条 第八条の三第五項、 ) におい の事業税の課税標準と 第四十一 て、 一第四項及び 項 当該法 の規定によ 条の (租税特別 十二第 第 第四 又は 九 税 確 条 東

2 措置法第三条の三第五項、 額の全部又は な財源の 得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必 連結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所 業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、 条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 一第四項、 法第七 確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別 十二条の二 第四十一条の九第四項、 部につき、 十二 第一 法人税法第八十一条の十四第一 第六条第三項 項本文 第四十一条の十二第四項及び第四十 の規定によつて連結申告法 第八条の三 一第五項 項 租 第九条の 一税特別 所得税 人の事 当該

個別帰属損金額に算入しないものとする。とすべき所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額をの規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の事業税の課税標準

3

ときは、 する。 又は 規定により読み替えて適用する場合を含む。 九第四項、 第四十二 九第四項 確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部 び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財 法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及 の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、 いて準用する法人税法第六十八条第 法第七十二条の二十三第 当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものと 部につき、 一条第一 当該外国法人の事業税の課税標準とすべき所得の算定に 第四十 第四十 一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 法人税法第百四十四条 一条の十二第四項、 条の十二第四項及び第四十一条の十二 項第三号の規定によつて外国法人の 項 第四十一条の十二 (租税特別措置法第四十一 (租税特別措置法第四十一条の の規定の適用を受けない \_ の \_ 一の二第七項 一第七項及び 当該外国 事業税 にお 条の 源  $\mathcal{O}$ 0

個別帰属損金額に算入しないものとする。とすべき所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額をの規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の事業税の課税標準

### (所得に係る寄附金の損金算入限度額等)

人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を第二十一条の三 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定によつて連結

### (所得に係る寄附金の損金算入限度額等)

人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、算定する場合において、同項の規定によりその例によるものとされる法申告法人以外の法人 の事業税の課税標準である各事業年度の所得を第二十一条の三 法第七十二条の二十三第一項 の規定によつて連結

第二十一条の四

(所得に係る法人の外国税額の損金の額等算入)

3 の算入限度額とされた額とする。 税法施行令第七十三条、 定によりその例によるものとされる法人税法第百四十二 の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、 二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、 により準ずることとされる同法第三十七条第 人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定によつて外国法人の 第七十三条の二、 第七十四条及び第七十七条の 一項及び第四項並びに法人 当該事業年度に係る法 一条第一 同号の規 項 の規定 事業税

| (所得に係る法人の外国税額の損金の額等算入)

第二十一条の四 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人で、

得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所第七十三条の二、第七十四条及び第七十七条の二の規定による寄附金の

とする。

本第七十二条の二十三第一項 の規定によって連結申告法人の事 大の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額と の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度 の計算上これらの規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度 の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度 の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度 の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額と の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額と

各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された内国法人に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうては、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税を課された外国の法人に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得の計算についてては、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税を課された内のお、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税を課された内のお、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉のお、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉のお、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉のお、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉の法人によりは、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉の法人によりにより、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉のお、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉のお、当該外国の法令によりません。

## (法第七十二条の二十三第二項 の特定株式等)

所得に係る所得に対して課されたものは、

損金の額に算入する。

に相当する価額の特定株式等とする。 開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額において「特定株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源めるものは、同条第一項及び第九項に規定する特定株式等(以下この項別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定第二十一条の五 法第七十二条の二十三第二項 に規定する租税特

事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相いて「特定株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源開発ものは、同条第一項及び第八項に規定する特定株式等(以下この項におる 法第七十二条の二十三第二項 に規定する租税特別措置法第六

得に対して課されたものは、損金の額又は個別帰属損金額に算入する。ち、当該法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所は、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうる事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課されたも

## (法第七十二条の二十三第一項ただし書の特定株式等)

第二十一条の五 法第七十二条の二十三第一項ただし書に規定する租税特第二十一条の五 法第七十二条の二十三第一項ただし書に規定する極額の特定株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源がるものは、同条第一項及び第九項に規定する特定株式等(以下本項がおいて「特定株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源があるものは、同条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定に相当する価額の特定株式等の二十三第一項ただし書に規定する租税特

事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相いて「特定株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源開発ものは、同条第一項及び第八項に規定する特定株式等(以下本項 におれ条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定める2 法第七十二条の二十三第一項ただし書に規定する租税特別措置法第六

当する価額の特定株式等とする。

## (法第七十二条の二十三第二項 の規定を適用しない医療施設

令で定める医療施設とする。
分の三以下であるものとして道府県知事が認めた医療施設その他総務省医療施設に係る医療に関する収入金額中に占める割合がおおむね常時十

## (法第七十二条の二十三第三項第二号の政令で定める給付等)

第二十一条の七 律の 療、 正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護をいう。)に係 の規定に基づく介護扶助のための介護 の例によることとされる生活保護法 二項において準用する場合を含む。)に基づく医療支援給付のための医 残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 法律第三十号。 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年 める給付又は医療、 一号に規定する生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護及び改 介護支援給付のための介護 部を改正する法律 法第七十二条の二十三第三項第二号に規定する政令で定 以下この条において「支援法」という。)の規定 介護、 (平成十九年法律第百二十七号) 助産若しくはサービスは、 (支援法第十四条第四項の規定によりそ (昭和二十五年法律第百四十四号) (法第七十) 一条の二十三 中国残留邦人等の 附則第四条第 一第三項第 中国

当する価額の特定株式等とする。

## 〈法第七十二条の二十三第一項ただし書の規定を適用しない医療施設

第二十一条の六 法第七十二条の二十三第一項ただし書に規定する政令で定める医療施設とする。 法第七十二条の二十三第一項ただし書に規定する金額の当該のの三以下であるものとして道府県知事が認めた医療施設のうち、その支援が記した医療施設のうち、その支援が表別であるとのとして道府県知事が認めた医療施設のうち、その支援が表別であるとのは、農業協同組合連合会が設置した医療施設のうち、その支援があるとする。

## (法第七十二条の二十三第二項第二号の政令で定める給付等)

第二十一条の七 律の一 の例によることとされる生活保護法 療、 正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護をいう。 二号に規定する生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護及び改 の規定に基づく介護扶助のための介護 二項において準用する場合を含む。)に基づく医療支援給付のための医 残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 法律第三十号。 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 める給付又は医療、 介護支援給付のための介護 部を改正する法律 法第七十二条の二十三第二項第二号に規定する政令で定 以下この条において「支援法」という。 介護、 (平成十九年法律第百二十七号) 助産若しくはサービスは、 (支援法第十四条第四項の規定によりそ (昭和二十五年法律第百四十四号) (法第七十二条の) 中国残留邦人等の の規定 十三 附則第四条第 (平成六年 第 中国 に係 一項第

八号)第二十条に規定する出産支援給付をいう。)のための助産とする進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十るものに限る。)又は出産支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促

## (特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第二十一条の八 法第七十二条の二十四後段に規定する特定内国法人の法第二十一条の八 法第七十二条の四第一項の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数とする。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該特定内国法人の法第二十一条の八 法第七十二条の二十四後段に規定する特定内国法人の法

2及び3 略

## (特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する収入金額の算定の方法

第二十三条 略

者の数について準用する。 第二十条の二の十九第三項の規定は、前項の事務所又は事業所の従業

猶予の申請手続等)(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収

八号)第二十条に規定する出産支援給付をいう。)のための助産とする進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十るものに限る。)又は出産支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促

## (特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第二十一条の八 法第七十二条の二十四後段に規定する特定内国法人の法第二十一条の八 法第七十二条の二十四後段に規定する特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該特定内国法人のを乗じて得た額を当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数とする。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の外国の事務所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額を乗じて得た額を当該特定内国法人の法を乗じて得た額を当該特定内国法人の法を乗じて得た額を当該特定内国法人の法を乗じて得た額を当該特定内国法人の法を乗じて得た。

2及び3 略

### 第二十三条 略

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する収入金額の算定の方法

| 者の数について準用する。 | 2 第二十条の二の十七第三項の規定は、前項の事務所又は事業所の従業

猶予の申請手続等)(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴!

#### - 46 -

第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定め

るところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

措置法第六十六条の四第十七項第一号 告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割 規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申 告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」とい により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額 によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定 第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定 た所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは くは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされ 第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若し 掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法 (次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という 項及び第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別 から、 当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一項に (同法第六十六条の四の三第十 (次号において 中 額

二略

を控除した金額

2 \ 4

略

事業税の徴収猶予の申請手続等)(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の

るところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定

法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別

措置法第六十六条の四第十七項第一号

に

規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申 掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づ 告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割 告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」 により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額 によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは 第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定 た所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは くは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされ 第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若 )を控除した金額 (次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という から、 当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一項に (次号において とい 決定 て法

二略

2 4 略

事業税の徴収猶予の申請手続等)(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の

第三十二条の三 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定め

一 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別るところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

措置法第六十八条の八十八第十八項第一号

(同法第六十八条の

百七の

措置法第六十八条の八十八第十八項第

一号

申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加 いう。 る。 に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」と 定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額 定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決 は第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規 所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しく 当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別 三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は 定する対象連結法人をいう。 条の三十九の四第一 人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額 |第十項において準用する場合を含む。) に掲げる更正決定に係る法 (次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」とい 以下この号において同じ。 を控除した金額 から、 当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四第一 項に規定する申請をした対象連結法人(同項に規 第四項において同じ。 )に基づいて法第七十二条の三十三第 )に係るものに限 (次号において (法第七十二 価 値割 項

るところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。 第三十二条の三 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定

法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別

- に掲げる更正決定に係る法

いう。 額 申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は 定により納付すべき所得割額若しくは付加価値 定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決 当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個 る。 に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」と は第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項 所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しく 三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は 定する対象連結法人をいう。 条の三十九の四第一 人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額 (次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」とい 以下この号において同じ。 を控除した金額 から、 当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四 項に規定する申請をした対象連結法人(同 第四項において同じ。 )に基づいて法第七十二条の三十三第 割額 (次号において に係るものに限 (法第七十二 付加 『項に規 第一 の規 項

二略

2 4 略

2 4 略

略

## (法第七十二条の七十八第二項第四号及び第七号の場所)

開始の日 つて当該基準日まで居住しているとき。 当該個 は居所を有しないこととなつた時に国内にその行う事業に係る事務所 に住所又は居所を有しており、 和六十三年法律第百八号) 渡割の課税標準である消費税額の算定に係る課税期間 おいて「個人事業者」という。)が法第七十二条の七十八第二項の譲 事業所その他これらに準ずるものを有していなかつた場合であつて その最後に有していた住所又は居所に当該個人事業者の親族その他 法第七十二条の七十七第一号に規定する個人事業者 人事業者の特殊関係者が引き続き、 (以下この条において「基準日」という。 第十九条に規定する課税期間をいう。 かつ、 最後に国内に有していた住 又は当該個人事業者に代わ その最後に有していた住所 )前において国内 (以下この条に (消費税法 京

ス 昭 0)

#### 二~四略

地又は居所

地

2 略

以外の法人をいう。次号において同じ。)が基準日において法人税法一 外国法人(法第七十二条の七十八第二項第五号に規定する内国法人次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。3 法第七十二条の七十八第二項第七号に規定する政令で定める場所は、

## (法第七十二条の七十八第二項第四号及び第七号の場所)

所とする。 める場所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場第三十五条の五 法第七十二条の七十八第二項第四号に規定する政令で定

地又は居所地 当該個人事業者の特殊関係者が引き続き、 開始の日 和六十三年法律第百八号)第十九条に規定する課税期間をいう。 つて当該基準日まで居住しているとき。 は居所を有しないこととなつた時に国内にその行う事業に係る事務所 に住所又は居所を有しており、 渡割の課税標準である消費税額の算定に係る課税期間 おいて「個人事業者」という。)が法第七十二条の七十八第二項の その最後に有していた住所又は居所に当該個人事業者の親族その他 事業所その他これらに準ずるものを有していなかつた場合であつて 法第七十二条の七十七第一号に規定する個人事業者 (以下本条 において「基準日」という。 かつ、 最後に国内に有していた住 又は当該個人事業者に代わ その最後に有していた住 )前において国内 (以下本条 (消費税法 所又 昭 0) 譲

#### 二~四略

2

略

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。3 法第七十二条の七十八第二項第七号に規定する政令で定める場所は、

以外の法人をいう。次号において同じ。)が基準日において法人税法一外国法人(法第七十二条の七十八第二項第五号に規定する内国法人

産の所在地(二以上の資産を有する場合には、主たる資産の所在地) よるものを除く。 第百三十八条第 一項第五号に掲げる対価(船舶又は航空機の貸付けに )に係る資産を有している場合 当該対価に係る資

二及び三 略

#### 第三章 市町村の普通税

#### 一節 市町村民税

(二以上の納税義務者がある場合の扶養親族の所属)

第四十六条の四

略

産の所在地(二以上の資産を有する場合には、主たる資産の所在地) よるものを除く。) に係る資産を有している場合 第百三十八条第三号 に掲げる対価 (船舶又は航空機の貸付けに 当該対価に係る資

二及び三 略

#### 第三章 市町村の普通税

#### 第一節 市町村民税

(二以上の納税義務者がある場合の扶養親族の所属)

第四十六条の三の二 略

### (外国法人の事業が行われる場所)

第四十六条の四 われる場所で政令で定めるものは、 法第一 一百九十四条第五項に規定する外国法人の事 第七条の三の五に規定する場所とす 業が行

## (法第三百十二条第五項の政令で定める日)

**第四十八条の二** 法第三百十二条第五項に規定する政令で定める日は、 第七十一条第一項 条第三項第一号に掲げる法人で法第三百二十一条の八第一項の法人税法 (同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除 同

定が適用される場合を除く。 く。)又は第百四十四条の三第一項(同法第百四十四条の四第一項の規 )に規定する申告書を提出する義務がある

(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除

第七十一条第一項

**第四十八条の二** 法第三百十二条第五項に規定する政令で定める日は、

同

(法第三百十二条第五項の政令で定める日)

条第三項第一号に掲げる法人で法第三百二十一条の八第一項の法人税法

直前の同号の期間の末日(合併により設立された法人で当該合併の日を ものにあつては当該申告書に係る法第三百十二条第三項第一号の期間の

直前の同号の期間の末日(合併により設立された法人で当該合併の日を

ものにあつては当該申告書に係る法第三百十二条第三項第一号の期間

に規定する申告書を提出する義務がある

- 50 -

あるものにあつては、 号の期間に係る法第三百二十一条の八第二項の申告書を提出する義務が 同号の期間の末日(合併により設立された法人で当該合併の日を含む同 含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては 同日) とし、 同項第二号に掲げる法人にあつては同号の期間の直前 同日)とする。  $\mathcal{O}$ 

## (法人の市町村民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の

第四十八条の十一の九 特例 法人税額に係る法第三百日 <u>-</u> 十1 条の八第十二項第

とする。

号に規定する政令で定める額は、

第八条の二十第一項に規定する金額

2 する政令で定める額は、 個別帰属法人税額に係る法第三百二十一条の八第十二項第一号に規定 第八条の二十第二項に規定する金額とする。

3 法第三百二十 一条の八第十二項第二号に規定する政令で定める額は、

第八条の 二十第三 項に規定する金額とする。

4 法第三百 二 十 一条の八第十二項第三号に規定する政令で定める額は、

第八条の二十第四項に規定する金額とする。

## (適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件

第四十八条の十一の十 百二十一条の八第十三項」と、 第十三項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合にお て、第八条の二十一中「法第五十三条第十三項」とあるのは 第八条の二十一の規定は、 「法第五十三条第十二項第一号」とある 法第三百二十一条の八 「法第三

> 号の期間に係る法第三百二十一条の八第二項の申告書を提出する義務が 同号の期間の末日(合併により設立された法人で当該合併の日を含む同 含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては 同日) とし、 同項第二号に掲げる法人にあつては同号の期間の 直 前

### 特例 (法人の市町村民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の

あるものにあつては、

同日)とする。

第四十八条の十一の九 法人税額に係る法第三百二十 項に規定する金額 条の八第十二項

とする。

に規定する政令で定める額は、

第八条の二十第一

2 する政令で定める額は、 個別帰属法人税額に係る法第三百 第八条の二十第二項に規定する金額とする。 二 十 - 一条の 八第十

## 〈適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件

第四十八条の十一の十 百二十一条の八第十三項」と 第十三項に規定する政令で定める要件について準用する。 て、第八条の二十一中「法第五十三条第十三項」 第八条の二十一の規定は、 法第三百二十一条の八 とあるのは この場合にお 「法第三

えるものとする。 0 0) 確定申告書」とあるのは は 法第三百 + 条の 八第十二項第一号」と、 「法人の市町村民税の確定申告書」 「法人の道府県民税 と読み替

## (市町村民税の中間納付額の還付の手続等)

#### 第四十八条の十二 略

第

項又は第百四十四条の六第

一項

2 市 町村の廃置分合があつた場合において、 法人の法人税法第七 十四 条

され、 還付を要しないものとし、 三の規定にかかわらず、 いう。)があるときは、 ないこととなるもの 民税の確定額が同条の規定によつて承継市町村に納付されたものとみな ることとなつても、 は 条の四の規定によつて当該承継市町村に納付されたものとみなされ、 税の確定額」という。)で承継市町村に納付すべきものの合算額が第一 税額に基づいて算定した市町村民税額 の二十二第 ととなる額を還付する場合においても、 条の八第四項に規定する連結法人税額をいう。)に係る個別帰属法 納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額の合算額を超え 又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額に満た 項の規定による申告書に係る連結法人税額 の規定による申告書に係る法人税額又は同法第八十一条 当該承継市町村のうち当該法人が納付すべき市町村 (以下この項において 当該市町村民税の中間納付額に係る延滞金額の 当該中間納付額超過市町村は、 その満たないこととなる額を還付し、 (以下この条において「市町村民 前項において準用する第九条の 中 間納付額超過市町 その満たないこ (法第三百二十 又は未 村 لح 又 人

> えるものとする 確定申告書」とあるのは 「法人の市 ・町村民税の確定申告書」 法人の道府県民税 と読 み替

 $\mathcal{O}$ 

### (市町村民税の中間納 付額の還付の手続等

#### 第四十八条の十二 略

2

第一 還付を要しないものとし、 され、 三の規定にかかわらず、当該市町村民税の中間納付額に係る延滞金額 ととなる額を還付する場合においても、 いう。)があるときは、 ないこととなるもの(以下この項において 民税の確定額が同条の規定によつて承継市町村に納付されたものとみな ることとなつても、 は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額の合算額を超 条の四の規定によつて当該承継市町村に納付されたものとみなされ、 税の確定額」という。)で承継市町村に納付すべきものの合算額が第 税額に基づいて算定した市町村民税額 の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額 おいて同じ。 条の八第四項に規定する連結法人税額をいう。 市町村の廃置分合があつた場合において、 項 又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額に満た (同法第百四十五条において準用する場合を含む。 )の規定による申告書に係る法人税額又は同法第八十一条 当該承継市町村のうち当該法人が納付すべき市町 当該中間納付額超過市町村は、 その満たないこととなる額を還付し、 (以下この条において「市町村民 前項において準用する第九条の 「中間 法 人の法人税法第七 )に係る個別帰属法 納付額超過市町 その満たないこ (法第三百二十 以下この項に 又は未 村 + 兀 لح 又 村  $\mathcal{O}$ え

することとなった日があるときは、 額の支出を決定し、 八第四項の規定による申告書を提出した日の翌日からその還付すべき金 規定による申告書 用する第九条の五の規定にかかわらず、法第三百二十一 納に係る地方団体の徴収金に充当する場合においては、 七条の四第一 項 で付し、 の規定による申告書に係るものに限る。 又は充当すべき金額に加算するものとする。 項から第四項までの規定の例によつて計算した金額をその (法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第 又はその充当をする日 その日) (同日前に充当をするのに適 )又は法第三百二十一条の までの期間に応じ、 条の八第 同項において準 法第十 項  $\mathcal{O}$ 

3 略

### 《外国の法人税等の額の控除》

第四十八条の十三 人税 税の額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法 0 額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税 いては法人税法施行令第百四十一条の規定を準用し、 人税等 (以下この条において「外国の法人税等」という。) の範囲につ 額若 0 額の計算の例による。 は同法第百四十四 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する外国 条の二第一 項に規定する控除対象外国法人 外国の法人税等の の法

、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合においてが当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

前

三年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国

0

3 略

、外国の法人税等の額の控除

額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税いては法人税法施行令第百四十一条の規定を準用し、外国の法人税等の人税等(以下この条において「外国の法人税等」という。)の範囲につ第四十八条の十三 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する外国の法

#### の額

除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において2 各事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控が当該事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額人税の額の計算の例による。 又は同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法

事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。 十一条の八第二十四項の規定の適用については、 た場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、 に び 又は連結事業年度に係る国税の控除限度額、 て「控除限度超過額」という。)があるときは、 定により控除することができた額を超える部分の額 並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の八第二十四 結事業年度において法人税法第六十九条、 法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連 十四条の二の規定並びに地方法人税法第十二条第一項及び第二項の規定 その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度 おいて課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとし 市町村民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度 第八十一条の十五及び第百四 道府県民税の控除限度額 当該控除限度超過額を 当該事業年度又は連結 (以下この条におい 法第三百二 項 の規 及

定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。
きは、当該各号に定める金額は、法第三百二十一条の八第二十四項の規う。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる場合に該当すると3 内国法人(法第二百九十二条第一項第三号イに規定する内国法人をい

一 〜 四 略

4 8 略

。)、適格分割(同法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ外国法人をいう。以下この条において同じ。)が適格合併(法人税法第9 内国法人又は外国法人(法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する

結事業年度において法人税法第六十九条及び第八十一条の十五法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連

事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。 十一条の八第二十四項の規定の適用については、 た場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、 において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとし び市町村民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度 又は連結事業年度に係る国税の控除限度額、 て「控除限度超過額」という。 定により控除することができた額を超える部分の額 並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の八第二十四 その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度 の規定並びに地方法人税法第十二条第一項及び第二 )があるときは、 道府県民税の控除限 当該控除限度超過額を 当該事業年度又は連結 (以下この条に 法第三百二 項 度額 0 項 の規 規定 お 及

定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。 いて「内国法人」という 。)が次の各号に掲げる場合に該当するといて「内国法人」という 。)が次の各号に掲げる場合に該当すると

一~四略

4 8 略

9 内国法人が適格合併

。)、適格分割(同法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ(法人税法第

規定の適用については、 業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第一 国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事 条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。 法人をいう。 に によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。 以下この条において「適格合併等」という。)により被合併法人(合併 0 という。 おいて同じ。 十四に規定する適格現物出資をいう。 以下この項において同じ。)又は適格現物出資 (第十四項、 から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、 以下この項において同じ。)又は現物出資法人(同法第二 分割法人(同法第二条第十二号の二に規定する分割 第二十一項及び第二十四項において「被合併法人等 次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該 以下この項において同じ 以下この項において同 (同法第二条第十二号 一項及び 以下この条 当該内 前項 0

#### 略

超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。

結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年

「前三年内事業年度等」という。)

の控除限度

当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連

各号に定める金額は、

度

(以下この条において

年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法いう。) 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人(以下この条において「分割法人等」という。)の分割等前三年内事業年度等の条において「分割法人等」という。)の分割等前三年内事業年度等の条において「適格分割等」と

じ。 <u>)</u> 超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。 度 結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業 各号に定める金額は、 規定の適用については、 業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第一 国法人の 条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。 法人をいう。以下この項において同じ。) 又は現物出資法人 (同法第二 において同じ。)、 によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。 以下この条において「適格合併等」という。)により被合併法人(合併 の十四に規定する適格現物出資をいう。 という。 以下この項において同じ。)又は適格現物出資 (以下この条において (第十四項、 から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、 分割法人(同法第二条第十二号の二に規定する分割 第二十一項及び第二十四項において「被合併法人等 当該内国法人の 当該適格合併等の日の属する事業年度又は 次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該 「前三年内事業年度等」という。 以下この項において同じ 以下この項において同 (同法第二条第十二号 当該事業年度又は 一項及び 以下この条 の控除限 当該内 連 前 結 項

#### 略

年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の 0 1 以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、 う。 、適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開 ?条において「分割法人等」という。) 適格分割又は適格現物出資 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法 (以下この条において「適格分割等」 の分割等前 一年内事業年度等 これらの事業 始の日 人 (以下こ が額を法 L前三年

きは、 課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計 を受けた事業に係る部分の金額 裕額のうち、 下この条において同じ。 連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。 算上損金に算入した連結事業年度があるときは、 当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその を除くものとし、 人税の 当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度 課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があると 当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転 これらの連結事業年度のうちに当該分割法人等又は )の控除限度超過額及び市町村民税の控除余 当該損金に算入した 以

前項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同前項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同前項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同期項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同期項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同

10

度又は各連結事業年度内事業年度等開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の合併前三年内事業年度等を除く。) 当該被合併法人の合併前三年

国法人又は外国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内

きは、 を受けた事業に係る部分の金額 裕額のうち、 課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の 当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその 下この条において同じ。 連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。 算上損金に算入した連結事業年度があるときは、 を除くものとし、 人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があると 当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度 当該適格分割等により当該内国法 これらの連結事業年度のうちに当該分割法人等又は )の控除限度超過額及び市町 当該損金に算入した 村民税の控除余 が 移 以

10 項の内国法 める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。 内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人 等の控除限度超過額は、 用については、 業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適 前項 (同項第一 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度 号に係る部分に限る。 当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年 の適格合併の日の属する事業年度又は連結事 0) 規定の適用がある場 の当該各号に定 同

度又は各連結事業年度 内事業年度等開始の日の属する当該内国法人 の各事業年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人 の合併法人の合併前三年内事業年度等を除く。) 当該被合併法人の合併前三年一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等(次号に掲げ

国法人 の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内

度

【の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年」という。)開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法業年度(以下この号及び第二十二項第二号において「合併事業年度等

11 超過額とみなす。 又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度 の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、 外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 事業年度等の控除限度超過額のうち、 0 同 第九項 適用については、 事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定 項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連 (同項第二号に係る部分に限る。 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内 同号に規定する当該内国法 )の規定の適用がある場合の 当該分割法人等の次 当該内国法人 人又は 11

割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該内国法人又は外国法人の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分別等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人又は外国法人の当該適格度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人又は外国法人の当該適格

度 の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年」という。)開始の日以後に開始したもの 当該内国法人 という。)関始の日以後に開始したもの 当該内国法人 業年度 (以下この号及び第二十二項第二号において「合併事業年度等

同項の内国法 の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、 事業年度等の控除限度超過額のうち、 の適用については、 結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二 第九項 が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 (同項第二号に係る部分に限る。 の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内 の適格分割等の日の属する事業年度又は連 同号に規定する当該内国法 <u></u>の 規定の適用がある場合 当該分割法人等の次 当該内国 項の規定 法

等前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人のおりでは、「おける分割等前三年内事業年度等を除く。)」当該分割法人等の分割掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に「適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等(次号に

各事業年度又は各連結事業年度

超過額とみなす。

割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該内国法人 の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分別等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前である場合の当該分割法人等の分割等の日の属する事業年

### の各事業年度又は各連結事業年度

年度又は連結事業年度 「適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当 三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当 三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当

12 定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。 年内事業年度等の区分に応じ、 された額を除く。 度等の市町村民税の控除余裕額 適用については、 同 第九項 業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定の 項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結 (同項第一 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年 号に係る部分に限る。) は、 当該被合併法人の第十項各号に掲げる合併前三 当該内国法人又は外国法人の同項各号に (同項後段の規定によりないものとみな の規定の適用がある場合  $\bar{o}$ 

当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年 0 結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定 同 人等の第十一項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、 第九項 業年度等の市町村民税の控除余裕額のうち、 適用については、 項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連 人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 (同項第) 一号に係る部分に限る。 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内 の規定の適用がある場合の 同号に規定する当該内国 当該分割法

13

### の各事業年度又は各連結事業年度

12 度等の市町村民税の控除余裕額 適用については、 事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規 同項の内国法 三 第九項 連結事業年度 該内国法人 年度又は 等事業年度等」という。 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の (同項第一号に係る部分に限る。 連結事業年度 (以下この号及び第二十三項第三号において「分割 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三 の分割承継等事業年度等開始 の当該適格分割等の 開始の日以後に開始したもの の適格合併の日の属する事業年度又は (同項後段の規定によりないものとみな の規定の適用がある場合 元の日の 日の属する事業年 前日 の属する事業 一年内事業年 当 該内国 - 度又は うち当 承継 定 連 法

当該内国法人 法 事業年度等の市町村民税の控除余裕額のうち、  $\mathcal{O}$ 結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規 同項の内国法人 定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。 年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人 された額を除く。) 人等の第十一項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ 第九項 適用については、 (同項第二号に係る部分に限る。 は、 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前 移転を受けた事業に係る部分の金額は、 当該被合併法人の第十項各号に掲げる合併前三 0 同項各号に定める事業年度又は連結事業年 の適格分割等の日の属する事業年度又は連 の規定の適用がある場合 同号に規定する当該内国 の同項各号に 当該分割 三年内

13

の市町村 民税の控除余裕額とみなす

14 合には、 おいて 事業年度等開始日 被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。 の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、 という。 事業年度等 併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内 に 業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日 は 第九項 おいて 連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事 「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。) 当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該法人三年前 の内国法人又は外国法人の適格合併等の日の属する事業年度又 「法人三年前事業年度等開始日 のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日 (以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」 (当該適格合併等が当該内国法人又は外国法人を 」という。 当該開始の日が最も早 が当該適格合 以下この項に (以下この項 後である場 三以上 14

での 結事業年度とみなして、 結事業年度開始の日から当該法人三年前事業年度等開始日 期間にあつては、 前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間 合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等 当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。 この項において同じ。 期間 設立するものである場合にあつては、 は、 当該内国法人又は外国法人のそれぞれの事業年度又は連 当該被合併法人等の当該前日 )の前日までの期間を当該期間に対応する当該被 第十項から前項までの規定を適用する 当該内国法人又は外国法人の の属する事 (当該前日の属する 業年度又は連  $\mathcal{O}$ 前日 以下 ま

15

第九項第

一号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事

15

第九項第一

一号に規定する当該内国法人

が

移転を受けた事

度の市町 村 民税の控除 余裕額とみなす。

合には、 おいて 年前事業年度等開始日 被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。 の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、 という。 事業年度等 併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内 において 業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日 は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結 第九項 「被合併法人等三年前事業年度等開始日」 )のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始 当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該内 の内国法人の 「内国法人三年前事業年度等開始日」という。 (以下この項において「被合併法人等前) (当該適格合併等が当該内国法人 適格合併等の日の属する事業年 当該開始の日が最も早 という。 三年内事業年 の日 が当該適格合 以下この (以下この 後で ]国法人三 三以 ある場 -度等」 頃に ·度又 項

での 結事業年度とみなして、 結事業年度開始の日から当該内国法人三年前事業年度等開始日の 期間にあつては、 前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間 合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等 この項において同じ。 当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始 )期間 設立するものである場合にあつては、 は、 当該内国法人の 当該被合併法人等の当該前 )の前日までの期間を当該期間に対応する当該被 第十項から前項までの規定を適用する 当該内国法人の それぞれの事業年度又は 日 の属する事 (当該前日の属する 業年度又は 0 目 前 日 以 連

税の控除余裕額の区分に応じ、 業に係る部分の金額は、 次の各号に掲げる控除限度超過額又は市町 当該各号に定める金額とする 村民

れぞれ乗じて計算した金額 等におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそ 一年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額 ないものとみなされた額を除く。 市町村民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前 )に当該分割等前三年内事業年度 (第八項後段の規定によ

イ 規定する個別調整国外所得金額 国外所得金額」 調整国 る調整国外所得金額 所得金額」 当該分割法人等の法人税法施行令第百四十二条第三項に規定する 外所得金額」という。) 外所得金額 という。 という。) 又は同令第百五十五条の二十九第一号に (第二十五項第一号において (第二十五項第 若しくは同令第百九十四条第三 (第二十五項第一号において 号において 「内国法人の 「外国法人の調整 一項に規定す 調整国 個 別

#### 略

調整国:

16

二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法 余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類 外国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除 から事業の移転を受けた内国法人又は外国法人にあつては、 を当該内国法人又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長 人又は外国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人又は 第九項の規定は、 適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等 当該内国 法

> 税の控除余裕額の区分に応じ、 業に係る部分の金額は、 次の各号に掲げる控除限度超過額又は市 当該各号に定める金額とする 町 村

民

等におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそ れぞれ乗じて計算した金額 ないものとみなされた額を除く。 一年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額 市町村民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前 ) に当該分割等前 (第八項後段の規定によ 三年内事業年度

イ 国外所得金額 当該分割法人等の法人税法施行令第百四十二条第三項に規定する (第二十五項第一号において 国 [外所得金額] لح

いう。

又は同令第百五十五条の二十九第 一号に

(第二十五項第

一号におい

個

別

国外所得· 規定する個別国外所得金 金額 」という。 額

略

16 から事業の移転を受けた内国法人 第九項の規定は、 適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等 にあつては、 当該内国

二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人 を当該内国法人 余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載し 0) 前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除 が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法 の事務所又は事業所の所在地の市町 た書類 村長

所在地の市町村長) 人にあつては、 当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所の に提出した場合に限り、 適用する

17 きにおける前項の をいう。 事業年度 を受けた場合であつて、 四月」とする。 内国法人又は外国法人が適格分割等により分割法人等から事業の移転 第二十七項において同じ。 (法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度 規定の適用については、 当該適格分割等が当該分割法人等の連結親法 開始の日に行われたものであると 同項中 「三月」とあるのは、 人 17

18 略

19 0) 除する事業年度若しくは同法第百四十四条の二の規定により同条の外国 控除は、 いてするものとする。 同条の外国の法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額に 法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一条の十五の規定によ 法第三百二十一条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の 法人税法第六十九条の規定により同条の外国の法人税 0 額を控

20 又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八 の条において「所得等申告法人」という。 連結子法人 の間に連結完全支配関係がある同法第二条第十二号の七の三に規定する より法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人と を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定に 項若しくは第百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書 人税法第七十一条第一項、 (同条第十六号に規定する連結申告法人に限る。) 第七十四条第 )の前三年以内の各事業年度 一項、 第百四十四条の三第 (以下こ

> 所在地の市町村長) にあっては、 当該内国法 に提出した場合に限り、 主たる事務所又は事業所 適用する 0

を受けた場合であつて、 きにおける前項の規定の適用については、 をいう。第二十七項において同じ。 事業年度 四月」とする。 内国法人 (法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度 当該適格分割等が当該分割法人等の連結親法 が適格分割等により分割法人等から事業の 開始の日に行われたものであると 同項中 「三月」とあるのは、 移 人

18 略

19 控除は、 除する事業年度 法第三百二十一条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の 法人税法第六十九条の規定により同条の外国の法人税 0) 額 を控 額

り同条の外国の法人税の額を控除する連結事業年度に係る法

ついてするものとする。

20 法人税法第七十一条第一項若しくは第七十四条第 項

又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八 の条において「所得等申告法人」という。 連結子法人 の間に連結完全支配関係がある同法第二条第十二号の七の三に規定する より法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人と を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一 (同条第十六号に規定する連結申告法人に限る。) の規定により法人税に係る申告 の前三年以内の各事業年度 項の規定に (以下こ

又は同法第八十一条の十五の規定によ

人税割額

ち、 するものとする。 等申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の当該法人税割額から控除 下この条において「控除未済外国法人税等額」という。 度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額 ることができなかつた額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年 のに限る。 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するも 第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の 当該法人税割額 以下この 項において同じ。 (外国法人にあつては、 )を超えることとなるため控除す 法人税法第百四十一 は、 当該所得 条第 額のう 议

21 ~ 24 略

25 第二十一項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業 25 第二十一項第二号に規定する。

調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額一当該分割法人等の内国法人の調整国外所得金額若しくは外国法人の

二 略

26 30 略

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を)

第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のう

ち、当該法人税割額

まるものとする。 等申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の 下この条において「控除未済外国法人税等額」という。)は、当該所得度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額(以度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額(以度)であることができなかのた額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年をあることとなるため控除するものとする。

21 ~ 24 略

それぞれ乗じて計算した金額とする。 第二十一項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業 第二十一項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業

当該分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額

二略

26 ~ 30 略

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を

での 額をその還付し、 日 0) 前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、 還付のための支出を決定し、 付する場合においては、 期間 の日数に応じ、 又は充当すべき金額に加算しなければならない。 年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金 次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からそ 又は前条の規定による充当をする日 その日) 同 ま

事業年 れた日 四十四条の六第 条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書 算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年 当該更正 九項において準用する場合を含む。 用する場合を含む。)においてみなして適用する場合及び同条第二十 による決定をした場合にあつては当該決定をした日)又は法第三百二 はこれらの申告書の提出期限、 のに限る。 始 び同条第二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。 項において準用する場合を含む。 に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開 の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結 一条の八第二十七項 法第三百二十一条の八第二十六項 項 一度の同名 又は第百四 (これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつて の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から 若しくは法第三百二十一条の八第四項の申告書が提出 条第一 項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るも 十四条の 項 の申告書 (同条第二十八項 六第 法第三百二十一条の十一 一項 )においてみなして適用する場合及 (法人税法第七十四条第一 次号において同じ。) に規定する の規定により提出すべき法人税の (同条第二十八項 (同条第二十九項において準 (法人税法第七十四 (同条第二十九 第一 項又は 一項の規定 |度の同 第百 起

> 額をその還付し、 での期間の日数に応じ、 日 の還付のための支出を決定し、 還付する場合においては、 前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、 又は充当すべき金額に加算しなければならない。 年七・三パーセントの割合を乗じて計算した 次に掲げる日のい 又は前条の規定による充当をする日 ずれか遅い 日 ロの翌日 その Iからそ 日 同 ま

法第三百二十一条の八第二十六項

(同条第二十八項

(同条第二十

用する場合を含む。 事業年度の同条第一 始 び同条第二十九項において準用する場合を含む。 項において準用する場合を含む。 条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書 算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年 当該更正 九項において準用する場合を含む。 による決定をした場合にあつては当該決定をした日)又は法第三百二 はこれらの申告書の提出期限、 れた日(これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつて のに限る。) に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開 の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは 一条の八第二十七項 の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起 若しくは法第三百二十一条の八第四項の申告書が提 )においてみなして適用する場合及び同条第二十 項の申告書 規定により提出すべき法人税の申告書に係るも (同条第二十八項 法第三百二十一条の十一 (法人税法第七十四条第一 )においてみなして適用する場合及 次号において同じ。 (同条第二十九項において準 (法人税法第七十 次号において同じ。 第二 に規定する 項の規定 -度の同 連結 兀 出

項

の規定により提出すべき法人税

は当該決定をした日)の翌日から起算して一月を経過する日法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつて提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、申告書に係るものに限る。)が提出された日(これらの申告書がその

2 略 略

## (法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 本則 規定とする。 の二から第三十 第十五条の五、 条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、 十二条の二の三第一 附則第三条から第六条まで、 二第二項、 七の七まで、 第五項から第十項まで、 に掲げる医療法人に係る部分に限る。)、第七十二条の四十九の十二第 に限る。)、 項ただし書 第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二、第 (法第七十二条の二十三第二項 第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、 第百八十条第二項、 第七十二条の二十四の七第一 (社会保険診療に係る部分に限る。)、第七十三条の十四 第十六条、 一条の四まで及び第三十三条の二から第五十七条までの 項、 第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十 第十二条の二の四、 第十七条から第二十九条の八まで、 第八条から第八条の四まで、第九条第十二 第三百四十九条の三、第七百条の五十 項第二号 第十四条、 第十二条の二の六、 (社会保険診療に係る部分 (同条第五項第十号 第十五条の四 第三十条 第十二 法

は当該決定をした日)の翌日から起算して一月を経過する日法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつて提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、申告書に係るものに限る。)が提出された日(これらの申告書がその

二略

2

略

## (法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 項、 本則 第十五条の五、 条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、 十二条の二の三第一 附則第三条から第六条まで、 二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに 七の七まで、 第五項から第十項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十 に掲げる医療法人に係る部分に限る。)、第七十二条の四十九の十二第 に限る。)、第七十二条の二十四の七第一項第二号 一項ただし書 第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二、第 (法第七十二条の二十三第一項ただし書 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、 第百八十条第二項、 (社会保険診療に係る部分に限る。)、第七十三条の十四 第十六条、 項、 第十二条の二の四、 第十七条から 第八条から第八条の四まで、 第三百四十九条の三、 第十四条、 第十二条の二の六、 (社会保険診療に係る部 (同条第五項第十号 第七百条の五十 第十五条の四 第九条第十二 第十二 法

規定とする。 第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第五十七条までの

#### 附則

### (納期限の延長に係る延滞金の特例)

第三条の二の二 する。 には、 五条、 しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期 村民税又は事業税に係る申告基準日 以下に定められる日以後に到来することとなる道府県民税若しくは 定を法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。 書の提出期限又は法第七十二条の二十五第三項又は第五項 法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告 限若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された 条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出期 割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合 での期間 められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の より定められる商業手形の基準割引率が年五・五パーセントを超えて定 三項又は第五項に規定する申告書の提出期限が当該年五・五パーセント 項において同じ。 において準用する場合を含む。 本銀行法 当該期間を除く。 第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条に規定する延滞金の (当該期間内に法附則第三条の二第二項の規定により法第六十 (平成九年法律第八十九号) 第十五条第一項第一号の規定に 法人税法第七十五条の二第一項 法附則第三条の二の二に規定する政令で定める期間は )の規定により延長された法第七十二条の二十五第 以下この条において「特例期間」 )の規定により延長された法第五十三 (法人税額の課税標準の算定期間若 (同法第百四十四条の八 という。 (これらの規 以下こ 前日ま ) と 市町

#### 附 則

### 納期限の延長に係る延滞金の特例)

第三条の二の二 する。 には、 五条、 しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期 村民税又は事業税に係る申告基準日 以下に定められる日以後に到来することとなる道府県民税若しく 三項又は第五項に規定する申告書の提出期限が当該年五・五パ の項において同じ。) 定を法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。 書の提出期限又は法第七十二条の二十五第三項又は第五項 法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告 限若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長され 条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出 項において準用する場合を含む。 割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合 での期間 められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の より定められる商業手形の基準割引率が年五・五パーセントを超えて定 日本銀行法 ただし、 当該期間を除く。 第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条に規定する延 (当該期間内に法附則第三条の二第二項の規定により法第六十 (平成九年法律第八十九号) 第十五条第一項第一 法人税法第七十五条の二第一項 法附則第三条の二の二に規定する政令で定める期 の規定により延長された法第七十二条の二十五第 以下この条において )の規定により延長された法第五十三 (法人税額の課税標準の算定期間若 「特例期間」 (同法第百四十五条第 という。 (これらの規 号の規定に -セント 以下こ 滞金 前日ま は 間 市町 は لح

の期間とする。

『四末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日(その日が民間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日(その日が民間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日(その日が民間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日(その日が民間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日(その日が民間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日(その日が民間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日(その日が民間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日(その日が民間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日(その日が民間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日(その日が民間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日(その日が民間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日(その日が民間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日(その日が民間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日(その日が民間の末日の前日に対した日の前日に対した日の前日に対している。

2 略

### (法人の事業税に係る特例)

第六条の二 5 加算して得た金額とする。 号までに掲げる金額を控除して得た金額に、 産 より計算した金額は、 の帳簿価額 当該総資産の帳簿価額のうち第一 法附則第九条第七項第一号に規定する政令で定めるところに (以下この項において 同号に規定する貸借対照表に計上されている総資 「総資産の帳簿価額」という。 一十条の 同条第六号に掲げる金額を 0) <del>-</del>+ 第一 号から第五 かか

2及び3 略

(上場株式等に係る配当所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の

特 例)

### 第十六条の二の十一略

| 2 法附則第三十三条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の

2 略

、法人の事業税に係る特例

第六条の二 5 加算して得た金額とする。 号までに掲げる金額を控除して得た金額に、 産の帳簿価額 より計算した金額は、 当該総資産の帳簿価額のうち第一 法附則第九条第七項第一号に規定する政令で定めるところに (以下この項において 同号に規定する貸借対照表に計上されている総資 「総資産の帳簿価額」という。 一十条の 同条第六号に掲げる金額を 0) 十九第 号 から第一 か

2及び3 略

## (上場株式等に係る配当所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の

#### 特例)

### |第十六条の二の十一 略

2 法附則第三十三条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の

6 2 \ \ 5 第十六条の三 の六 の六 第四十六条の二の 第四十六条の二の 六条の四第二項 六条の四第二項 一第一 句にそれぞれ読み替えるものとする。 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 税の特例 句にそれぞれ読み替えるものとする。 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 一第二項、 及び第四十八条 及び第四十八条 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課 法附則第三十三条の三第五項の規定の適用がある場合には、 項、 略 第四十 第四十 略 山林所得金額 Щ 林所得金額 略 略 略 Щ 事業所得等の金額 山林所得金額並びに土地等に係る 係る配当所得の金額 林所得金額並びに上場株式等に 同表の下欄に掲げる字 同表の下欄に掲げる字 次の表の 6 第十六条の三 2 5 の六 第四十六条の二の の六 第四十六条の二の 項及び第四十八条 六条の三の二第一 項及び第四十八条 六条の三の二第一 一第二項、 句にそれぞれ読み替えるものとする。 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 税の特例 一第二項、 句にそれぞれ読み替えるものとする 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課 法附則第三十三条の三第五項の規定の適用がある場合には、 略 第四十 第四十 略 山林所得金額 Щ 林所得金額 略 略 略 事業所得等の金額 山林所得金額並びに土地等に係る 係る配当所得の金額 山林所得金額並びに上場株式等に 同表の下欄に掲げる字 同表の下欄に掲げる字 次の表の

略	第十七条の三 略 第十七条の三 略 2~7 略 とお附則第三十五条第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄 とが見りである。	(豆明穣度斤骨の果兑の寺列)略	(長期譲渡所得の課税の特例) 第十七条 略 2 及び3 略 2 及び3 略 - に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にに掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 略
略	第十七条の三 略	「豆明穣度斤导り果兑り寺列)略	(長期譲渡所得の課税の特例) (長期譲渡所得の課税の特例) (長期譲渡所得の課税の特例) (長期譲渡所得の課税の特例) (長期譲渡所得の課税の特例) (長期譲渡所得の課税の特例) (長期譲渡所得の課税の特例) (長期譲渡所得の課税の特例)    (長期譲渡所得の課税の特例)   (長期譲渡所得の課税の特例)   (長期譲渡所得の課税の特例)   (長期譲渡所得の課税の特例)   (長期譲渡所得の課税の特例)   (長期譲渡所得の課税の特例)   (長期譲渡所得の課税の特例)   (長期譲渡所得の課税の特例)   (長期譲渡所得の課税の特例)   (長期譲渡所得の課税の特例)   (長期譲渡所得の課税の特例)   (長期譲渡所得の課税の特例)   (長期譲渡所得の課税の特例)

<b>益通算及び繰越控除</b> )	(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)	益通算及び繰越控除)	(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)
略	m/s	略	
	の六		の六
	項及び第四十八条		― 及び第四十八条
	六条の三の二第二		六条の四第二項
譲渡所得等の金額	二第二項、第四十	譲渡所得等の金額	二第二項、第四十
山林所得金額並びに株式等に係る	第四十六条の二の山林所得金額	山林所得金額並びに株式等に係る	第四十六条の二の山林所得金額
略	mÆ	略	
් ම ම	句にそれぞれ読み替えるものとする。	\$\cdot\(\delta\)	句にそれぞれ読み替えるものとする。
掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字	上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字	上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、
規定の適用がある場合には、次の表の	10 法附則第三十五条の二第六項の規定の適用がある場合には、	規定の適用がある場合には、次の表の	10 法附則第三十五条の二第六項の規定
	2		2 ~ 9 略
	第十八条略		第十八条略
	例)		例)
(株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特	(株式等に係る譲渡所得等に係る党	(株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特	(株式等に係る譲渡所得等に係る)
略	m.éz	略	
	の六		の六
	項及び第四十八条		一 及び第四十八条
	六条の三の二第二		六条の四第二項
の金額	二第二項、第四十	の金額	二第二項、第四十
山林所得金額並びに短期譲渡所得	第四十六条の二の 山林所得金額	山林所得金額並びに短期譲渡所得	第四十六条の二の 山林所得金額

#### 第十八条の五 略

22 五. 0 場合には、 項の規定の適用後の金額とする 金額は、 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある 当該各号に掲げる規定にかかわらず、 次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得 同条第十一項又は第十

〈 匹

五. 第四十六条の二第二 十八条の六 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される 二項 第四十八条の三第二号ホ、 項、 第四十六条の二の二第二項、 第四十八条の五の二及び第四 第四十六条の四

略

略

各号に掲げる規定にかかわらず、 の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、 24 23

法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、

五. <u>〈</u> 匹 0) 附則第十八条第十項の規定により読み替えて適用される第四十六条 第 略 三項、 第四十六条の二の二第二 項、 第四十六条の四第一

第四十八条の三第二号ホ、 第四十八条の五の二及び第四十八条の六

略

25 及び 26 略

#### 第十八条の五 略

22 場合には、 五項の規定の適用後の金額とする。 の金額は、 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある 当該各号に掲げる規定にかかわらず、 次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得 同条第十一項又は第十

略

五.

第四十六条の二第二項、 十八条の六 の二第二項、 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される 第四十八条の三第二号ホ、 第四十六条の二の二第二項、 第四十八条の五の二及び第四 第四十六条の三

略

23 略

24 各号に掲げる規定にかかわらず、 の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、 同項の規定の適用後の金額とする。 当該 次

一 〈 匹 略 同項の規定の適用後の金額とする。

当該 次

五. 0 略 第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六 附則第十八条第十項の規定により読み替えて適用される第四十六条 二第二項、 第四十六条の二の二第一 二項 第四十六条の三 項

25 及び 26 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所

### 第十八条の六略の課税の特例

#### 2 30 略

に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。 号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号31 法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、次の各

#### 一~四略

、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項五、附則第十八条第十項の規定により読み替えて適用される第四十六条

#### 六略

### 32及び33 略

32 及び 33

略

六

略

(先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特

#### 例

#### 第十八条の七 略

#### 2 5 略

句にそれぞれ読み替えるものとする。 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字6 法附則第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合には、次の表の

#### 略

第四十六条の二の 山林所得金額 山林所得金額並びに先物取引に係

例)

#### 第十八条の七略

#### 2 5 略

句にそれぞれ読み替えるものとする。上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句、活附則第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合には、次の表の

#### 略

第四十六条の二の 山林所得金額 山林所得金額並びに先物取引に係

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所

#### 第十八条の六 略

得等の課税の特例

#### 2 30 略

に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。 号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号31 法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、次の各

#### 一~四略

、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項五 附則第十八条第十項の規定により読み替えて適用される第四十六条

+	る雑所得等の金額	二第二項、第四十	る雑所得等の金額
六条の四第二項		六条の三の二第二	
及び第四十八条		項及び第四十八条	
の六		の六	
略		略	
(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)	(越控除)	(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)	の繰越控除)
第十八条の七の二 略		第十八条の七の二 略	
2 5 14 略		2 14 略	
15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、	%定の適用がある場合には、 次の	15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、	の規定の適用がある場合には、次の
各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、	に係る雑所得等の金額は、当該各	各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、	引に係る雑所得等の金額は、当該各
号に掲げる規定にかかわらず、同項の規	同項の規定の適用後の金額とする。	号に掲げる規定にかかわらず、同項の	同項の規定の適用後の金額とする。
一~四略		一~四略	
五 前条第六項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二	<ul><li>適用される第四十六条の二第二</li></ul>	五 前条第六項の規定により読み替る	前条第六項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二
項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項	□十六条の四第二項 、第四十	項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項、	第四十六条の三の二第二項、第四十
八条の三第二号ホ、第四十八条の五の	第四十八条の五の二及び第四十八条の六	八条の三第二号ホ、第四十八条の下	第四十八条の五の二及び第四十八条の六
六略		六略	
16 及び 17 略		16 及び 17 略	
(東日本大震災に係る法人の事業税の特例)	2例)	(東日本大震災に係る法人の事業税の特例)	の特例)
第二十九条 第二十一条の規定は、震災特	第二十一条の規定は、震災特例法第十五条の規定によつて法	第二十九条 第二十一条の規定は、震災	第二十一条の規定は、震災特例法第十五条の規定によつて法
人税の還付を受けた法人について準用する。	<sup>1</sup> る。この場合において、第二十	人税の還付を受けた法人について準用する。	用する。この場合において、第二十
一条第一項中「開始した事業年度」とあ	とあるのは「開始した事業年度(東	一条第一項中「開始した事業年度」とあるのは	とあるのは「開始した事業年度(東

戻対象震災損失金額(以下この項において「繰戻対象震災損失金額」と係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項に規定する繰ぶ、」と、「生じた欠損金額」とあるのは「東日本大震災の被災者等に成二十三年法律第二十九号)第十五条第一項に規定する中間期間を含む日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平

いう。)」と、

「法人税法第八十条又は第百四十四条の十三

展対象震災損失金額に相当する金額」と読み替えるものとする。 額」と、「欠損金額又は個別欠損金額に相当する金額」とあるのは「繰らの規定」と、「その欠損金額」とあるのは「当該繰戻対象震災損失金項本文(」と、「同法第五十七条第一項本文の規定」とあるのは「これ文(」とあるのは「法人税法第五十七条第一項本文又は第五十七条第一項本文。

。)」と、「生じた欠損金額」とあるのは 戻対象震災損失金額に相当する金額」と読み替えるものとする。 額」と、 らの規定」と、 項本文(」と、「同法第五十七条第一項本文の規定」とあるのは 文(」とあるのは「法人税法第五十七条第一項本文又は第五十八条第一 る場合を含む。)」とあるのは「同条」と、 いう。)」と、「法人税法第八十条 (同法第百四十五条において準用す 戻対象震災損失金額(以下この項において「繰戻対象震災損失金額」と 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項に規定する繰 成二十三年法律第二十九号)第十五条第一項に規定する中間期間を含む 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 「欠損金額又は個別欠損金額に相当する金額」とあるの 「その欠損金額」とあるのは 「東日本大震災の被災者等に 「当該繰戻対象震災損失金 「同法第五十七条第一項

# 附則第四条による改正(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第百七十三号))

改 正 案 一	ユ第二百四十五号)の一部を次のよう 一第二百四十五号)の一部を次のよう 一第十六項に規定する特定株式」に改 一第十六項に規定する特定株式」に改 一第十六項に規定する特定株式」に改 一一の条第二十二項中「附則第三十五条の 一一の一部を次のよう	現 行 現 行 現 (中略) 中略) 中略) に改正する。 (中略) 東京十二項」を「附則第三十五条の三第十二項」を「附則第三十五条の三第十二項」を「附則第三十五条の三第十二項」を「附則第三十五条の三第十二項」を「附則第三十五条の三第十二項」を「附則第三十五条の三第十二項」を「附則第三十五条の三第十二項」を「附則第三十五条の三第十二項」を「附別第三十五条の三第十二項」を「対別を「対別を「対別を「対別を「対別を「対別を「対別を「対別を「対別を「対別	現 現 一般株式等」に改め、「(当該損失の金額のうちに法附則 現 現 現 現 現 の 一般株式等」に改め、「(当該損失の金額のうちに法附則 現 に の 一般株式等」に の 、同 の 一 の 一 の 一 の の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 三 第 二 十 一 項 」 に 改 の 一 の 三 第 二 十 二 項 」 に 改 の 一 の 三 第 二 十 二 兵 の 三 第 二 十 五 条 の 三 第 十 二 項 」 を 「 附 り 第 三 十 五 条 の 三 等 十 五 条 の 三 等 十 五 条 の 三 、 、 に 改 。 に 改 。 に 、 の に 、 の に み の に 、 の ら 、 の に の 、 の も の に の も の に の も の に の は の に の ら の に の の に の に の ら の に の に の の の の の の の の の の の の ら の の の の の の の の の の の の の
に、 (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス)	「(当該損失の金額のうちに法附則 第三号」を「附則第三十五条の二第八 の議渡損失の金額を控除した金額) 一般株式等の譲渡に係る」を加え、同 一般株式等の譲渡に係る」を加え、同 一のの一のででである。 一般株式等の譲渡に係る」を加え、同 一のの一のででである。 一のの一のででである。 の一ののででである。 の一ののででである。 でのででである。 でのででである。 でのででである。 でのででである。 でのでである。 でのでである。 でのでである。 でのでである。 でのでである。 でのでである。 でのでである。 でのでである。 でのでである。 でのでである。 でのでである。 でのでである。 でのでである。 でのでである。 でのでである。 でのでである。 でのである。 でのでである。 でのでいる。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのでいる。 でのである。 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でい	を 「規定する を 前り、 同条を 前り、 同条を 前り、 同条 を 前り、 同条 で 一	三十五条の二第十項第三号」を「附則第三十五条の二第八第十五項」を「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十八項」を「附則第三十五条の二第十項第三号」を「附則第三十五条の二第八項第二十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第八項第二十五条の三第八項第二十五条の三第八項第二十五条の三第八項第二十五条の三第八項第二十五条の三第八項第二十五条の三第八項第二十五条の三第十五条の三十五条の三第十五条列第二十五条の三第十五条の三第十五条列第二第二十五条列第二十五条列第二十五条列第二十五第十五第二条列第二第二十五条列第二十五第二十五条列第二十五条列第二第二十五条列第二十二十五条列第二十五第二十五条列則第二十五条列二第二十二第二十二第二十二第二十五条列目第二十二第二十二第二十二第二十二第二十二第二十二第二十二第二十二第二十二第二十

三十五条の二第十項第五号」 又は第十五項」 等の金額」 号から第六号まで」 第十八項」 項第三号」 八項」に改め、 を 場株式等に係る譲渡所得等の金額」 附則第三十五条の三第十三項又は第十五項」に、 同項第四号及び第五号中「附則第十八条第十項」 「附則第三十五条の二第八項第三号」に改め、 の下に「又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する に、 に改め、 に改め、 同項に次の六号を加える。 「附則第三十五条の三第十四項」を に、 同条第三十一項中 同項第一号中 「株式等」を「一般株式等」に改め、 を「附則第三十五条の二第八項第五号」に改 を加え、 「附則第三十五条の二第十項第三号 「附則第三十五条の三第十一 「同項」を「同条第十三項 「次の各号」 同項第二号中 「附則第三十五条の三 を 「附則第十八条第 「譲渡所得 を「第一 「附則第 項」を

条の二条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第八項第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五

の三第四項及び第五項第一号条の二第八項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条八法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五

三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第九 法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百

項

第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号定により読み替えて適用される法第三百十五条各号列記以外の部分、十一附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規

三十五条の二第十項第五号」 項第三号」に、 八項」に改め、 め 又は第十五項」に改め、 上場株式等に係る譲渡所得等の金額」 等の金額」の下に「又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する 号から第六号まで」 第十八項」に改め、 「附則第三十五条の三第十三項又は第十五項」に、 を 同項第四号及び第五号中「附則第十八条第十項」 「附則第三十五条の二第八項第三号」に改め、 同項に次の六号を加える。 「附則第三十五条の三第十四項」を に、 同条第三十一項中 同項第一号中 「株式等」を「一般株式等」に改め、 を「附則第三十五条の二第八項第五号」 を加え、 「附則第三十五条の二第十項第三号 「附則第三十五条の三第十一 「同項」 「次の各号」 同項第一 「附則第三十五条の三 を を 「附則第十八条第 「同条第十三項 一号中 譲渡所得 を「第一 「附則第 項 に改 を

条の二
条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四
七 法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五

の三第四項及び第五項第一号条の二第八項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条八法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五

一項 三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第九 法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百

第三百十七条及び第三百十七条の二第一項第一号定により読み替えて適用される法第三百十五条各号列記以外の部分、附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規

十

(後略)	(後略)
八十九第二項第二号	八十九第二項第二号
十二 附則第二十一条の規定により読み替えて適用される第五十六条の	十二 附則第二十一条の規定により読み替えて適用される第五十六条の
ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六	ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六
の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項、第四十八条の三第二号	の二の二第二項、第四十六条の四第二項 、第四十八条の三第二号
規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条	規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条
十一 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の	十一 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の